

第10次木津川市高齢者福祉計画

第9期木津川市介護保険事業計画

令和6(2024)年3月

木津川市

はじめに

わが国では、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢化が急速に進展する一方で、高齢者を支える生産年齢人口の急減が見込まれています。

本市の高齢化の状況は、令和5（2023）年9月末で25.1%となっており、全国平均29.1%と比較して低いものの、近年開発された大規模住宅団地以外では、全国平均よりも高齢化率が高い地域が多く見られ、令和22（2040）年には介護の需要が一層増加することが見込まれます。

今後、高齢化が更に進む中、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加及び老老介護などの課題が多様化・複雑化するとともに、多発する自然災害や感染症対策など高齢者を取り巻くさまざまな課題が顕在化することが懸念されます。



このような高齢者を取り巻く情勢の中、本市はこれまで、医療と介護の連携体制の強化、断らない相談窓口の開設、認知症地域支援推進員の配置などに取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実に努めてまいりました。

今般、国の動向、現計画の進捗状況及び高齢者ニーズ調査等の結果を踏まえ、高齢者の皆様が健康に暮らし、支援が必要なあっても安心して地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けて、「ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり」を基本理念とする「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

高齢者が年齢を重ねても尊厳を持ち、置かれた環境や健康状態に応じた自分らしい生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの推進や認知症対策などの取組みを強化するとともに、高齢者の社会参加の促進、ボランティアの育成、地域での支え合い・見守り体制の充実及び重層的支援体制事業の推進など、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努め、住んでよかったと思っていただける福祉のまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、ご意見をいただきました市民、事業者の皆様をはじめ、様々な視点から計画策定にご尽力いただきました木津川市介護保険事業計画等策定委員会、関係者の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

木津川市長 谷口 雄一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 S D G s（持続可能な開発目標）との関連	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 第9期介護保険事業計画策定のポイント	5
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題	7
1 人口構造	7
(1) 現在の人口構造	7
(2) 年齢3区分別人口の推移と推計	8
2 世帯構造	9
3 高齢者等の状況	10
(1) 高齢者人口の推移と推計	10
(2) 要支援・要介護認定者の推移と推計	11
(3) 認定率の推移	12
(4) 認知症高齢者数の推移と推計	13
4 日常生活圏域の状況	15
(1) 木津東圏域	17
(2) 木津西圏域	17
(3) 加茂圏域	18
(4) 山城圏域	18
5 市内の介護保険指定事業者数	19
6 高齢者実態調査からみた現状と課題	20
(1) 介護予防への関心と事業利用	20
(2) 外出機会・在宅生活への支援	21
(3) 地域活動参加の実態と意向	22
(4) 介護者の就労継続	24
(5) 認知症の人の地域生活支援	25
(6) 今後、希望する住まい方	26
(7) 介護支援専門員の業務課題	27
7 前計画における取組の評価	28
基本目標1 介護予防と健康づくりの総合的な推進	28
基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実	30
基本目標3 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進	34
基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進	35
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策の体系	38

第4章 計画の具体的な取組	39
基本目標1 介護予防と健康づくりの総合的な推進	39
基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実	45
基本目標3 認知症対策の総合的な推進	54
基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進	56
基本目標5 持続可能な介護保険事業の運営	58
第5章 介護保険事業・地域支援事業の推進	60
1 介護サービス量等の見込みの手順	60
2 介護保険事業対象者数等の推計	61
(1) 将来人口の推計	61
(2) 被保険者数等の推計	64
3 サービス利用量の見込み	66
4 保険給付費の見込み	70
(1) 介護保険サービスの利用状況	70
(2) 総給付費	71
(3) 標準給付費	74
(4) 地域支援事業費	74
5 保険給付の財源	75
(1) 保険料負担割合	75
(2) 調整交付金	76
(3) 介護給付費準備基金	76
(4) 財政安定化基金	76
6 第9期介護保険料の設定	78
(1) 保険料の算定方法	78
(2) 第1号被保険者の所得段階別保険料	79
第6章 計画の推進にあたって	81
1 計画の周知・啓発	81
2 関係機関・地域との連携	81
3 計画の進行管理と点検	81
4 施策の体系とアウトカム	82
資料編	84
1 木津川市介護保険事業計画等策定委員会条例	84
2 木津川市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿	86
3 計画の策定経過	87
4 高齢者実態調査	88
5 パブリックコメント	89
6 質問	90
7 答申	90
8 用語解説	91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の人口構造は、少子高齢化・人口減少が本格化する中、国民の約4人に1人が高齢者となっています。高齢者数は令和24(2042)年頃まで増加し、その後も75歳以上の後期高齢者の割合が上昇し続ける一方で、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減することが予想されています。

本市の高齢化率は、令和5(2023)年9月末現在25.1%と全国・府平均より低いものの、州見台、梅美台及び城山台などの一部の市街地を除き高齢化が進んでおり、日常生活圏域別にみると、高齢化が一段と進行している地区が見られます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者など地域全体で支え合いが必要な高齢者が増えていることに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、人と会う機会の制限や外出控え等により、高齢者の健康状態や孤独・孤立も懸念されます。

高齢者が生涯健康で幸せに暮らし、介護が必要な状態となっても、尊厳を保持しながら暮らし続けるためには、自立した生活の支援と重度化防止など、高齢者介護を支える仕組みづくりが必要です。本市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年に向けて、介護・医療・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築や取組を進めてきました。高齢者を取り巻くこのような環境と地域課題の多様化を見据えて、引き続き長期的な展望のもと、高齢者施策のさらなる推進と介護保険制度の持続可能性を確保していく取組が重要です。

この様な情勢を踏まえ、各種制度・分野の枠や「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会を実現するため、「第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を大切にし、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進します。

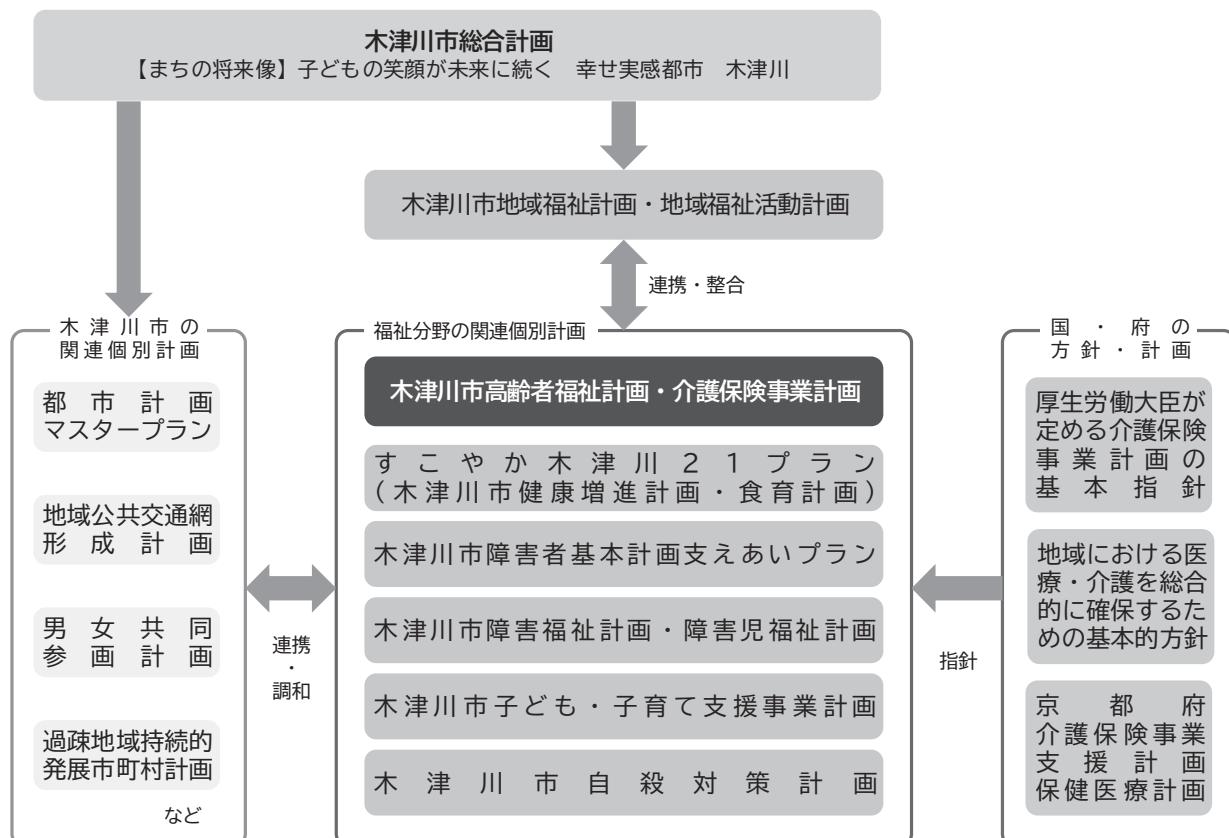
2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的な方向性や施策・確保すべきサービスの目標量を定めるとともに、関係機関との連携体制の在り方について定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要支援・要介護者や要支援・要介護者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、サービスの種類・見込量を定め、保険給付・地域支援事業の実施を確保するために定めるものです。

本市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することで、高齢者福祉事業と介護保険事業を総合的に展開し、地域での高齢者の自立した生活を支えることを目指します。

また、木津川市総合計画、木津川市地域福祉計画・地域福祉活動計画などの上位計画・関連計画と整合性を保ちながら推進します。



3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標で、令和12（2030）年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、本市でもSDGsを推進し、第2次木津川市総合計画において、持続可能なまちづくりに取り組むこととしています。

本計画の基本理念「ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり」の実現に向けて、基本目標の各種施策を推進することは、SDGsが定める17のゴールのうち特に深く関連する次の6項目のゴールにつながります。

◆SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）



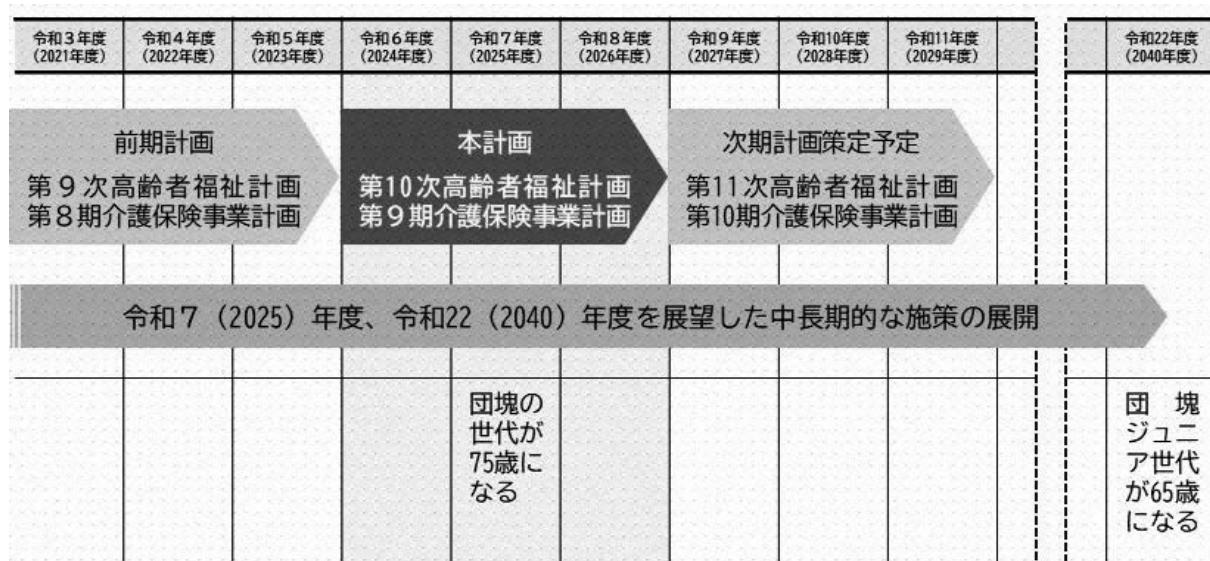
◆本計画と特に深く関連する6項目のゴール（目標）



関連するSDGsのゴール（目標）	対応する基本目標
1. 貧困をなくそう	基本目標2
3. すべての人に健康と福祉を	基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標5
8. 働きがいも経済成長も	基本目標1
10. 人や国の不平等をなくそう	基本目標3 基本目標4
11. 住み続けられるまちづくりを	基本目標2
17. パートナーシップで目標を達成しよう	基本目標2

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、介護者の代表等からなる介護保険事業計画等策定委員会を設置し、検討を行いました。

また、高齢者実態調査やパブリックコメント等にて、市民や関係者の意見を踏まえ、策定しました。

6 第9期介護保険事業計画策定のポイント

介護保険事業計画は、厚生労働大臣が定める「基本指針」を踏まえて定めます。なお、今期計画策定時に特に留意するポイントは、次のとおりです。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正内容

(令和6年厚生労働省告示第18号)

1 中長期的な目標

第9期計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎えることになり、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など複合的ニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なることから、これまで以上に各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の推進等が重要である。こうした状況を踏まえ、第9期計画の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）においては、これに関する考え方等を記載する。

2 介護サービス基盤の計画的な整備

（1）地域の実情に応じたサービス基盤の整備について、

- ・各市町村における中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等を把握した上で、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共に、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討すること
- ・医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、市町村の保険医療部局や都道府県とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析し、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくこと等が重要である。

（2）在宅サービスの充実について、

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実等が重要である。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- (1) 地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であり、
- ・制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進すること
 - ・地域包括支援センターについて、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うこと
- 等により、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。
- (2) 地域の実情に応じて、優先順位を検討した上で、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための具体的な取組内容や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要である。第9期計画においては、ヤングケアラーも含めた家族介護者の支援、高齢者虐待防止対策の推進、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進、住まいと生活の一体的支援等についても定めることが重要である。また、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意する。
- (3) デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための介護情報基盤の整備や地域支援事業に位置付けられることを踏まえ、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備により地域包括ケアシステムを一層推進することが重要である。
- (4) 保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。
- また、介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、取組の重点化・内容の充実・見える化等が重要である。

4 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等

- (1) 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人介護人材の受入環境整備等の取組を総合的に実施することが重要である。
- (2) 都道府県が主導し、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要である。また、介護経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである。
- (3) 介護サービス情報の公表について、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。
- (4) 介護サービス事業者経営情報について、効率的かつ持続可能な介護サービス提供体制の構築に向けた政策の検討等のために、定期的に収集及び把握することが重要である。

第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題

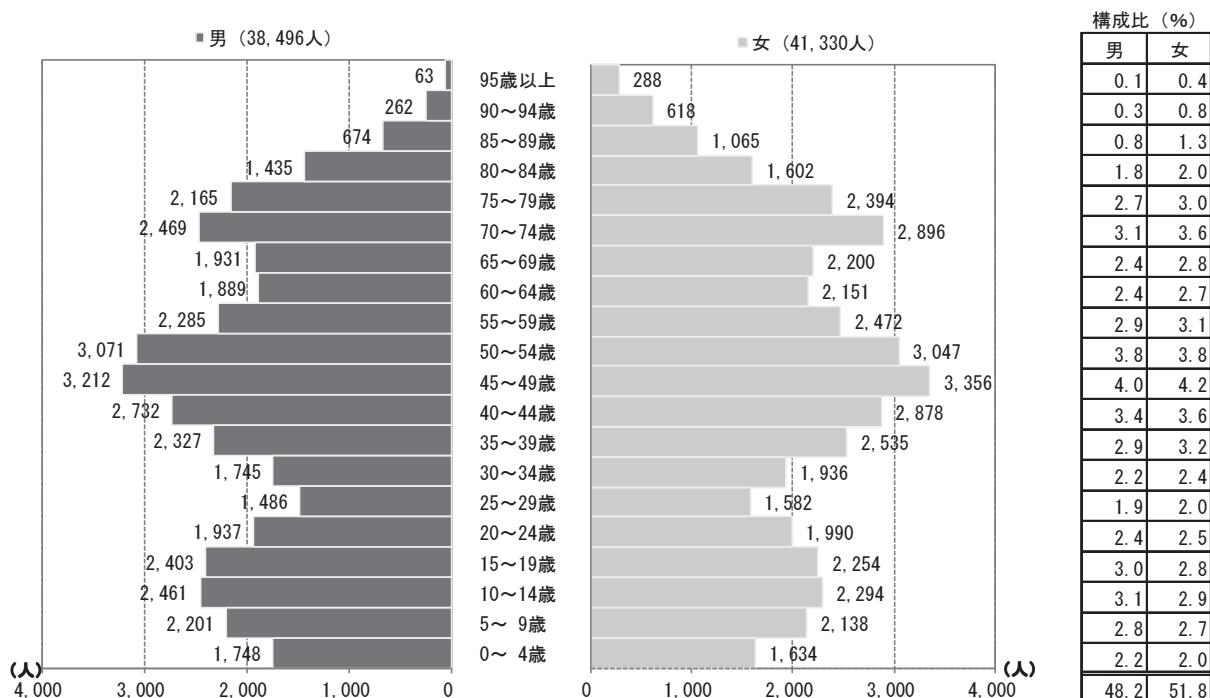
1 人口構造

(1) 現在の人口構造

本市の人口は、令和5年9月末現在 79,826 人（男性 38,496 人、女性 41,330 人）となっています。

男女ともに45～49歳の人口が最も多く、次いで50～54歳の人口が多くなっています。続いて、男性では40～44歳、70～74歳の順、女性では70～74歳、40～44歳の順に多くなっています。一方、25～29歳、0～4歳の人口は少なくなっています。

◆性別・年齢5歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳・人口集計表（令和5年9月末現在）

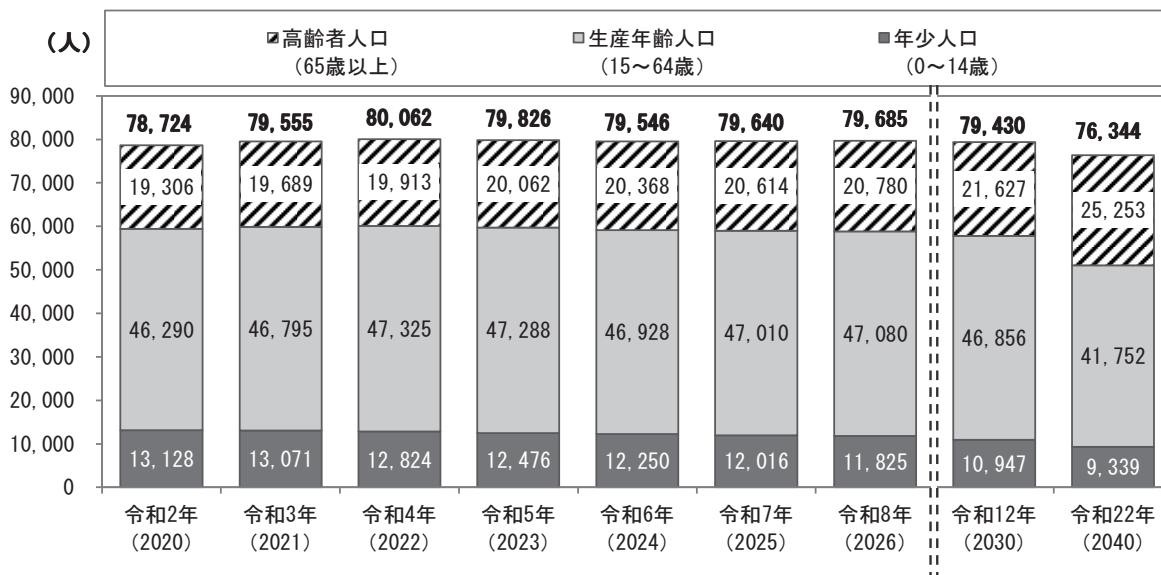
(2) 年齢3区別人口の推移と推計

本市の人口は年々増加してきましたが、令和5年に減少しました。近年の年齢3区別人口をみると、年少人口（0～14歳）は増加傾向から令和3年に減少に転じ、生産年齢人口（15～64歳）は令和4年までは増加していましたが、令和5年に減少に転じています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いており、令和5年に20,062人となっていきます。

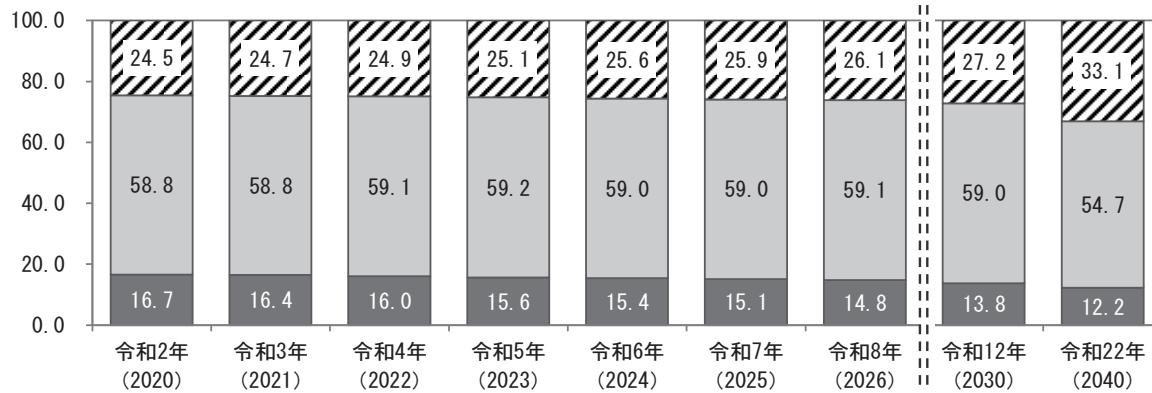
年齢3区別人口構成比をみると、年少人口割合は徐々に低下していますが、生産年齢人口割合は59%前後で推移しています。一方で高齢者人口割合は上昇し続け、令和5年に25.1%となっています。

現時点の推計では、団塊の世代が75歳になる令和7年の高齢者人口は20,614人、さらに団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年には25,253人になる見込みで、高齢者人口は、今後も増加する見込みです。

◆年齢3区別人口の推移・推計



◆年齢3区別人口の割合



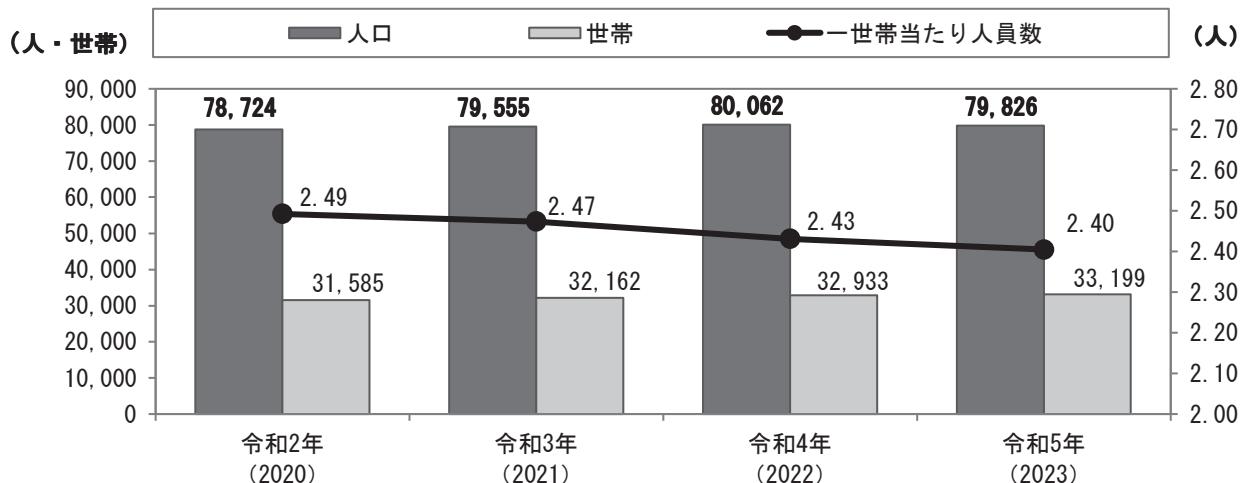
資料：住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）
令和6年以降は、令和元年から令和5年の住民基本台帳人口（9月末現在）に基づく推計値

2 世帯構造

世帯の状況をみると、世帯数は増加している一方、一世帯当たり人数は減少しています。

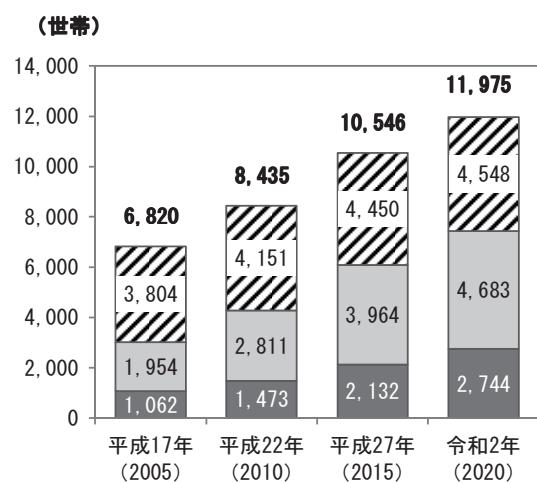
国勢調査による65歳以上世帯員のいる世帯数は増加し、とりわけ単独世帯、夫婦のみ世帯の増加が顕著であり、その割合も上昇しています。

◆人口・世帯の推移

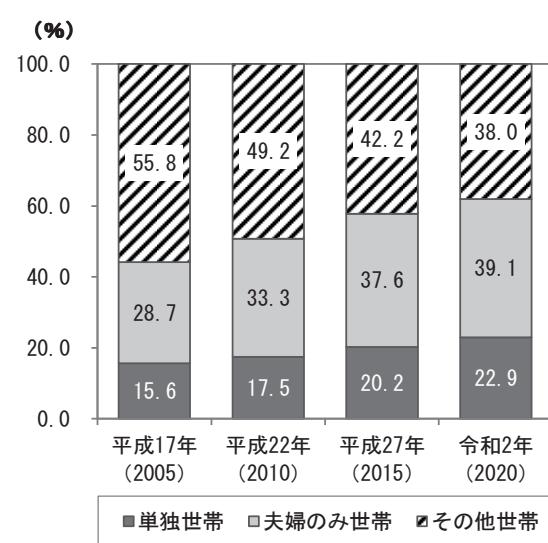


資料：住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）

◆高齢者（65歳以上世帯員）のいる世帯数



◆高齢者（65歳以上世帯員）のいる世帯構成



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

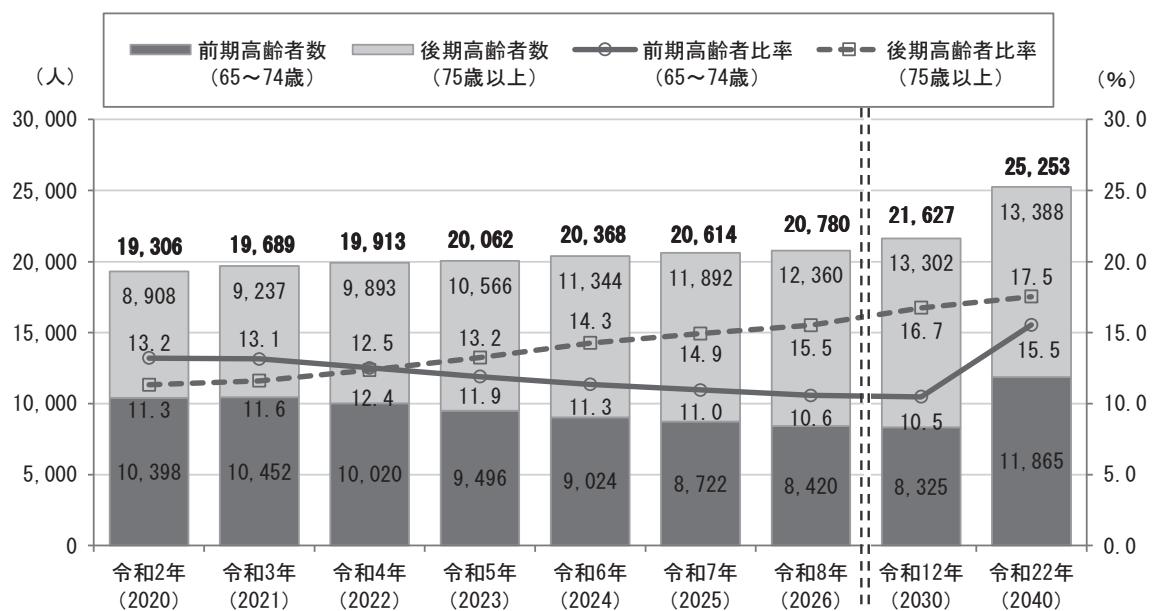
3 高齢者等の状況

(1) 高齢者人口の推移と推計

本市の近年の高齢者数の内訳をみると、前期高齢者数は増減しながら令和4年には減少に転じ、総人口に占める前期高齢者比率も概ね下降傾向となっています。一方、後期高齢者数は増加が続き、令和5年には前期高齢者数を上回り、総人口に占める比率も逆転し、前期高齢者数（65～74歳）は9,496人、後期高齢者数（75歳以上）は10,566人となっております。

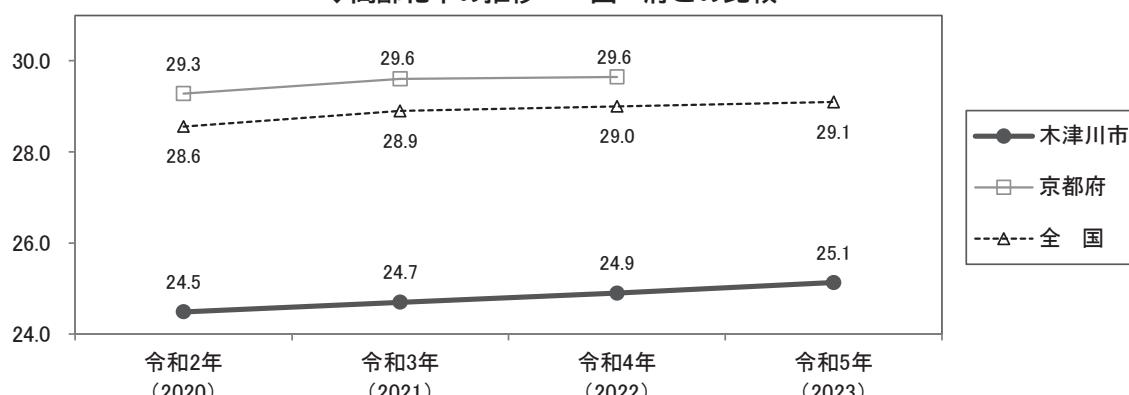
また、本市の高齢化率は、州見台、梅美台及び城山台などの大規模な住宅開発地域に若者層が多いことの影響により、全国・府平均よりも低い値で推移していますが、その他の地域では高齢化が進んでおり、今後、高齢化が急速に進むことが予想されます。

◆前期高齢者・後期高齢者（数・構成比）の推移・推計



資料：住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）
令和6年以降は、令和元年から令和5年の住民基本台帳人口（9月末現在）に基づく推計値

◆高齢化率の推移～国・府との比較～



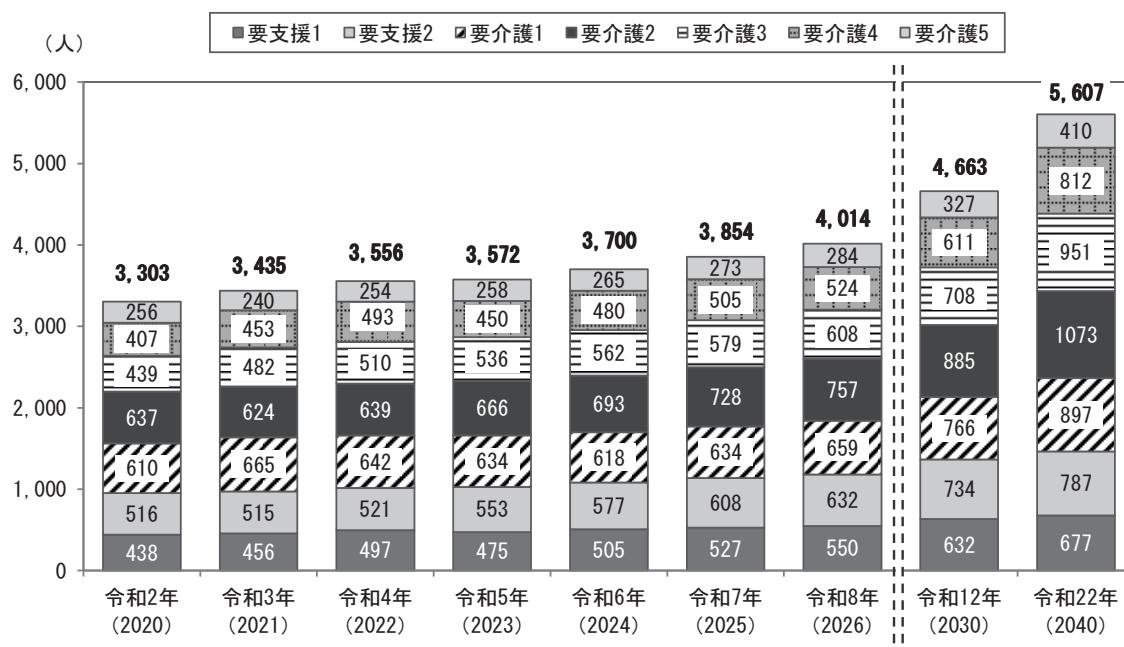
資料：住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）
全国、京都府は人口推計（各年10月1日現在）
※京都府数値（令和5年）は策定時未発表

(2) 要支援・要介護認定者の推移と推計

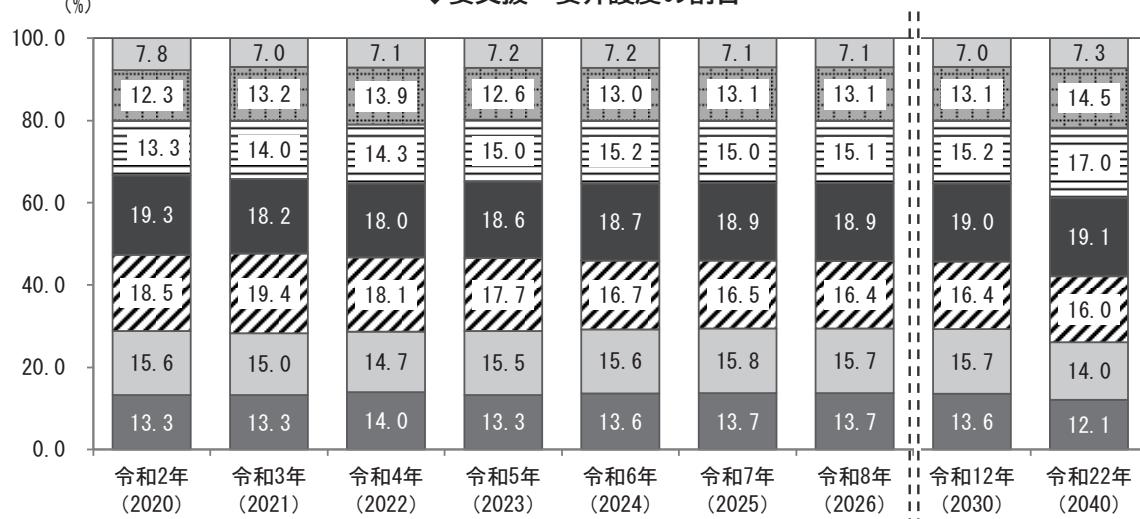
本市における要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い増加傾向にあります。令和2年から令和5年までの推移をみると、市全体の人口増加の影響もありますが、令和2年は3,303人、令和5年には3,572人となっており、この間で約8.1%増加しています。また、この間の要支援・要介護度の構成比をみると、令和3年と令和4年は要介護1の割合が最も高く、令和2年と令和5年は要介護2の割合が最も高くなっています。推計でも要介護2の割合が最も高いまま推移しています。

現時点の推計では、令和8年の要支援・要介護の認定者数は4,014人になる見込みで、その後も増加する見込みです。

◆要支援・要介護認定者数の推移・推計



◆要支援・要介護度の割合



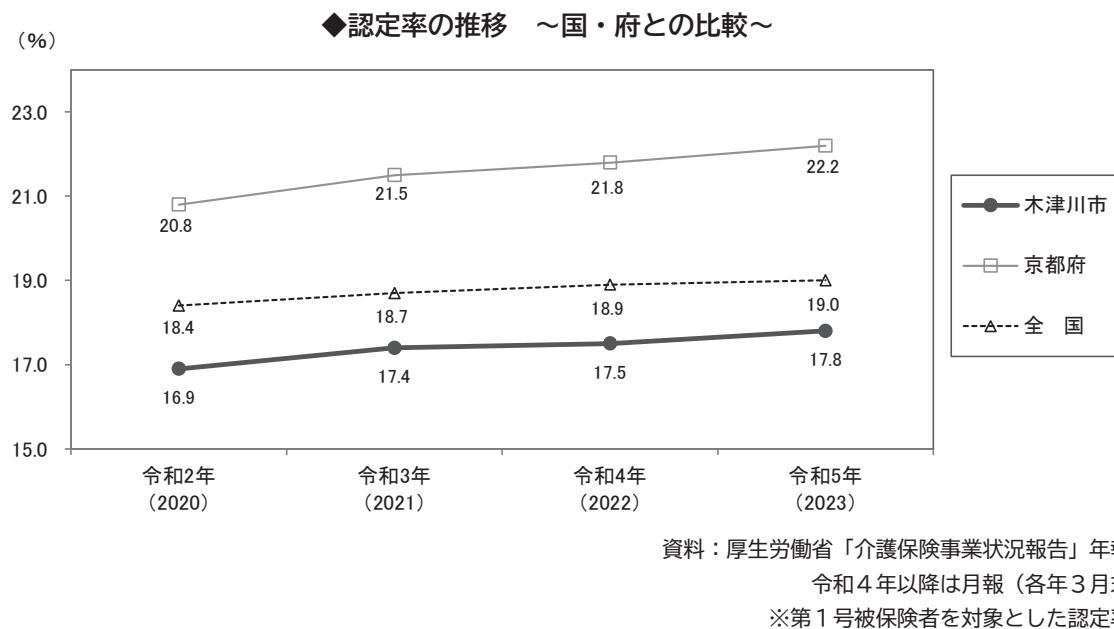
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末）

令和5年以降は「見える化」システム将来推計より作成
※第1号被保険者を対象とした要支援・要介護認定者の内訳

(3) 認定率の推移

本市の認定率は、全国・府の平均値を下回っているものの、令和2年の16.9%から年々上昇し、令和5年3月末に17.8%となっています。

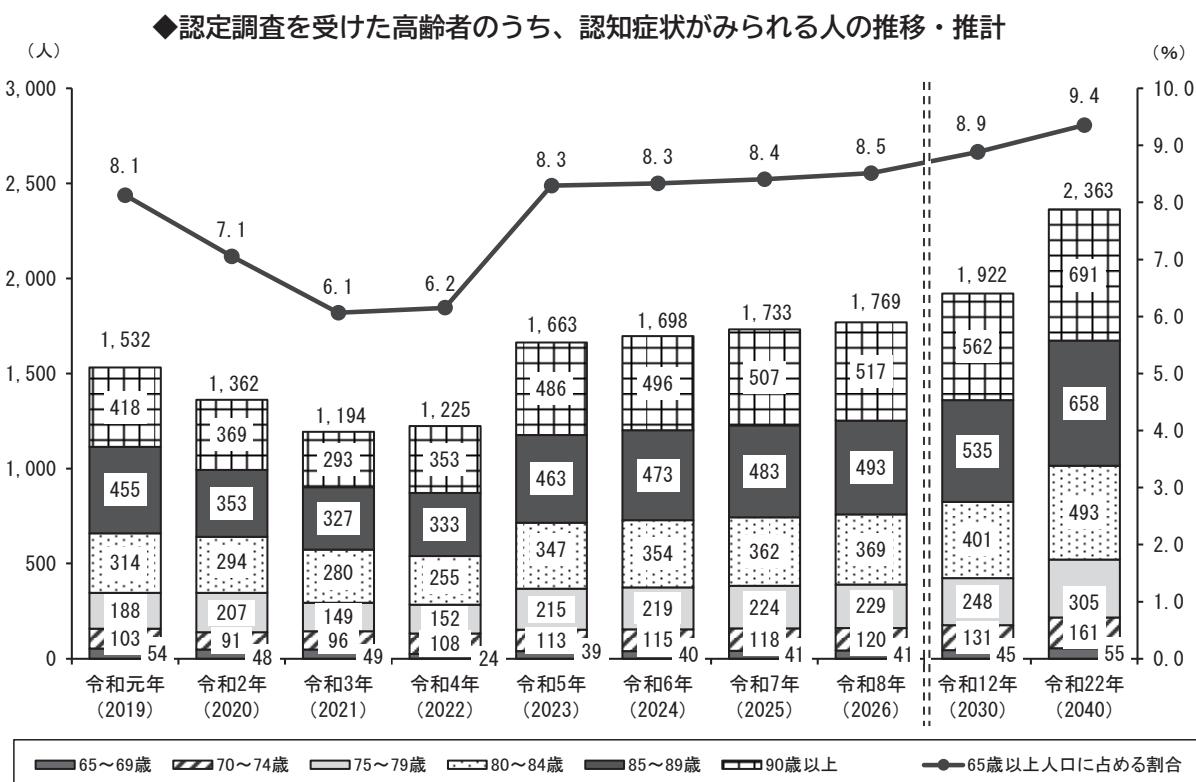
現時点の予測では、令和8年の要支援・要介護の認定率は19.3%になる見込みで、その後も、上昇する見込みです。



(4) 認知症高齢者数の推移と推計

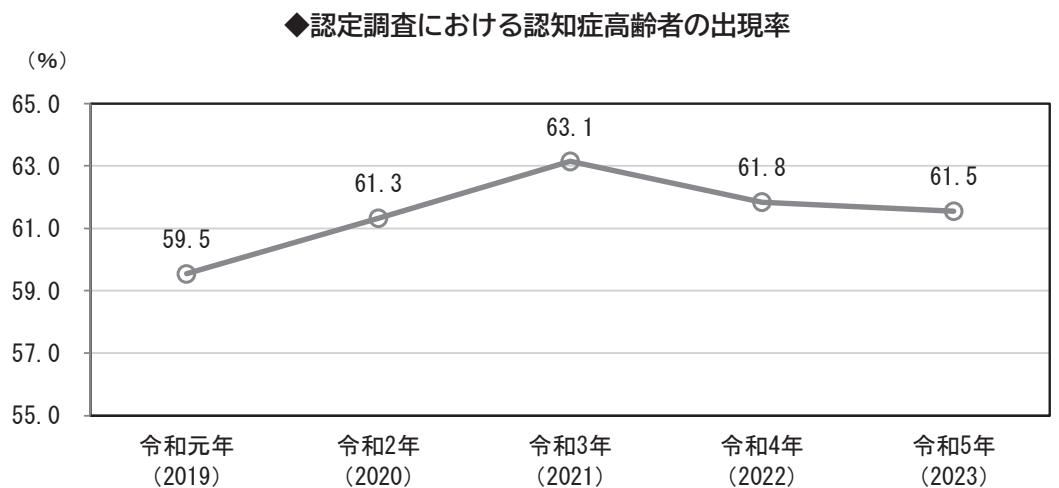
認定調査を受けた高齢者のうち、日常生活自立度Ⅱa 以上の認知症状がみられる人は、令和元年は 1,532 人、令和5年は 1,663 人となっています。また、認定調査を受けた高齢者における認知症高齢者の割合は増加しており、令和元年は 59.5%、令和5年は 61.5% となっています。

厚生労働省が公表している認知症の将来推計では、各年齢の認知症有病率が一定であると仮定した場合、高齢者に占める認知症高齢者の割合は、令和7年には 18.5%、令和22年には 20.7% と推計されており、認知症高齢者数は、今後もさらに増加すると予想されます。



資料：認定調査で日常生活自立度Ⅱa からMと判定された人の合計人数
(各年 10月から翌年9月末)

※令和2年～4年は新型コロナウイルスに係る認定期間の延長により調査数が減少。
令和5年5月から5類に移行し、調査数は従前に戻る見込。
令和6年以降は、令和元年と令和5年の伸び率から推計。



資料：認定調査で日常生活自立度ⅡaからMと判定された人の合計人数を、認定調査数で除して算出
(各年10月から翌年9月末)

◆認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等。
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等。
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や、精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

4 日常生活圏域の状況

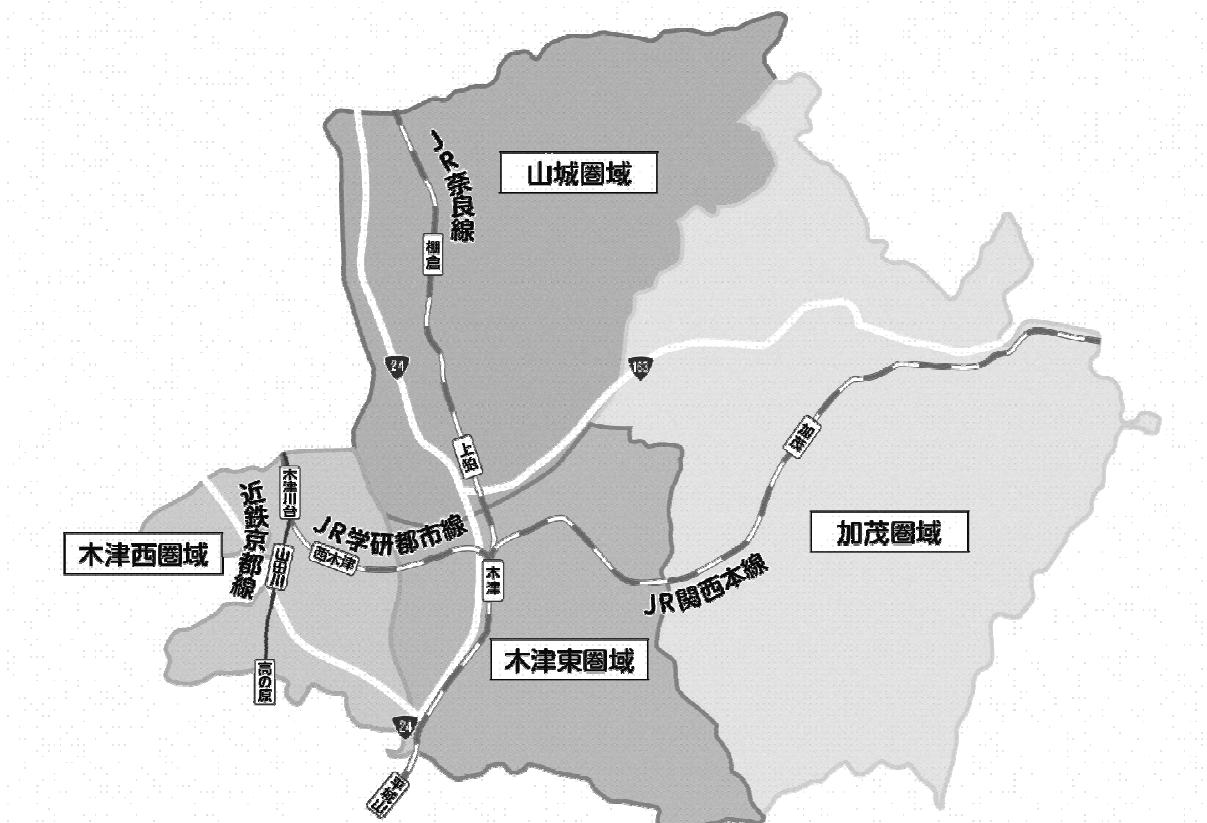
高齢者福祉施策・介護保険事業の実施にあたり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定し、その圏域内で地域包括ケアシステムによるサービスを提供することとしています。

本市では、第4次高齢者福祉計画・第3期介護保険事業計画において、木津東・木津西・加茂・山城の4つの圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを設置して、地域包括ケアシステムを展開しています。

なお、日常生活圏域の設定に際し、本市では次の2点を特に留意しています。

- ①地域包括支援センターや民生児童委員協議会の地区などとできる限り整合性を図ること。
- ②民間の介護サービス事業所などの整備や誘致を考慮し、介護サービス基盤整備に柔軟性を持たせるため、やや広めに日常生活圏域を設定すること。

◆日常生活圏域

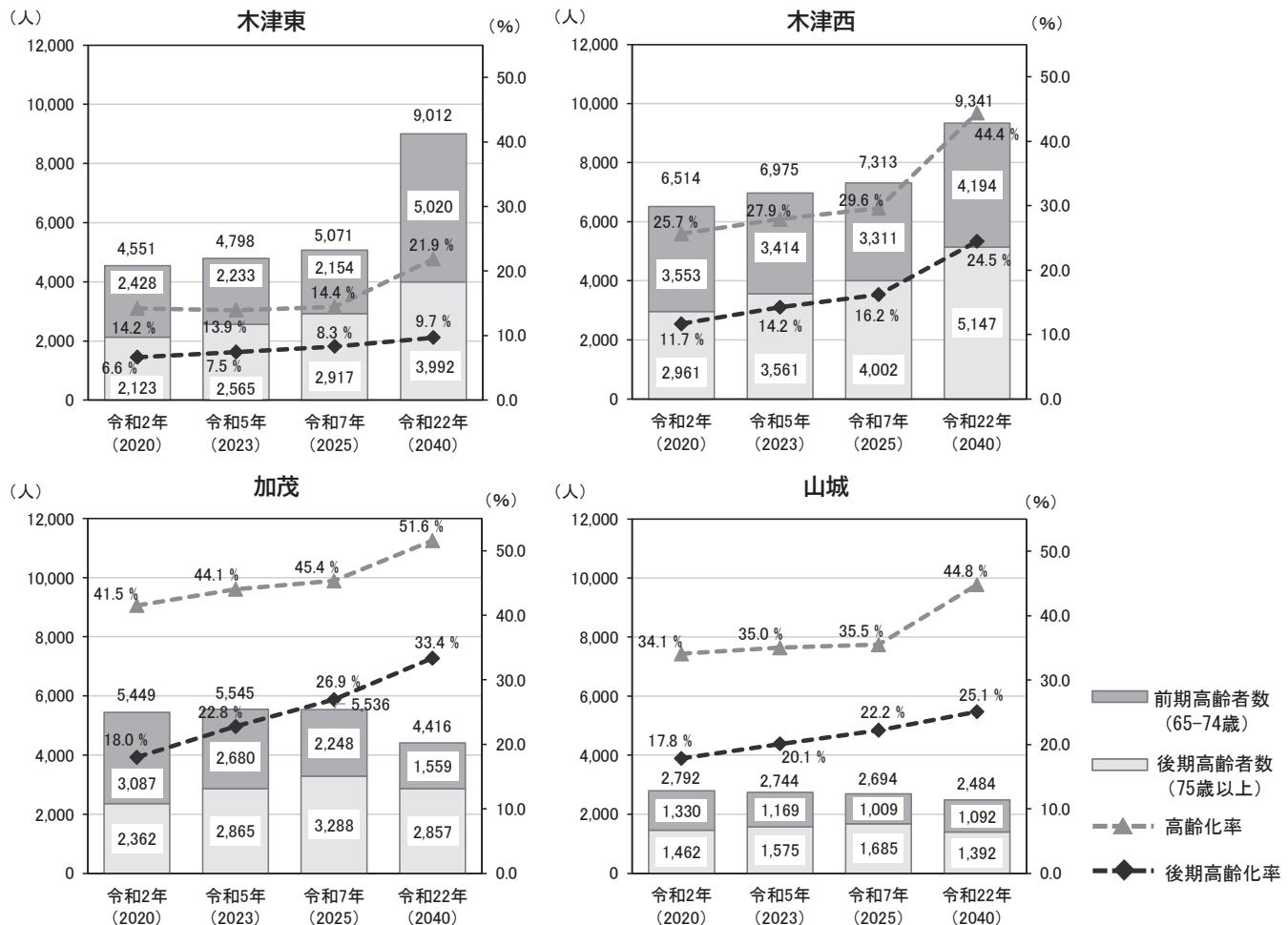


◆人口構成や高齢者数（令和5年9月末）

	木津川市	木津東圏域	木津西圏域	加茂圏域	山城圏域
総人口	79,826	34,402	25,000	12,584	7,840
高齢者数（65歳以上）	20,062	4,798	6,975	5,545	2,744
前期高齢者数（65～74歳）	9,496	2,233	3,414	2,680	1,169
後期高齢者数（75歳以上）	10,566	2,565	3,561	2,865	1,575
認定者数*	3,499	876	1,066	967	590
高齢化率	25.1%	13.9%	27.9%	44.1%	35.0%
後期高齢化率	13.2%	7.5%	14.2%	22.8%	20.1%
認定率	17.4%	18.3%	15.3%	17.4%	21.5%
高齢者の年齢構成（各年齢層÷高齢者数）					
前期高齢者層（65～74歳）	47.3%	46.5%	48.9%	48.3%	42.6%
後期高齢者層（75歳以上）	52.7%	53.5%	51.1%	51.7%	57.4%

※市在住の第1号被保険者の認定者数

◆各圏域の高齢化率の推移



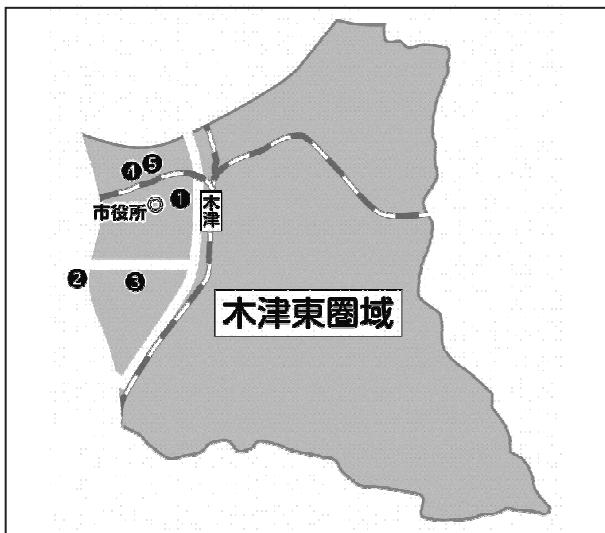
資料：住民基本台帳人口・人口集計表（各年9月末現在）
令和7年、令和22年は住民基本台帳人口による推計値

(1) 木津東圏域

◆特徴と課題

- ・高齢化率が他圏域に比べて低いものの、旧市街地・集落では高齢化が進んでいる。
- ・新興住宅地では高齢者の割合が低く、地域との関わりの機会が少ないとから、将来の高齢化を見据えて、地域での支え合いにつながるような地域コミュニティ活動の取組の推進が必要である。

◆市の施設や市が実施している介護予防事業など



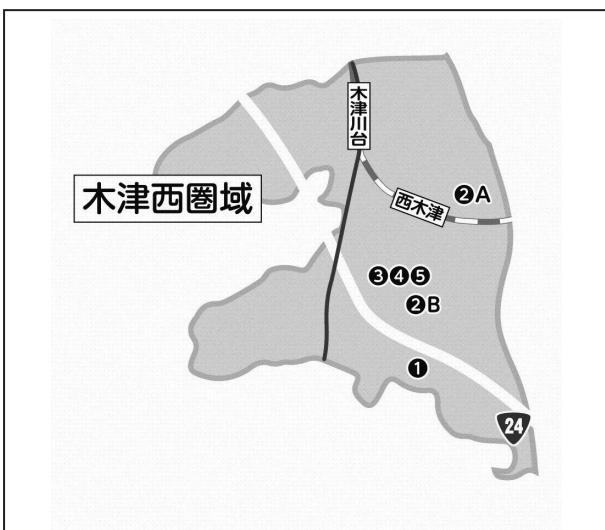
- ①地域包括支援センター木津東
【芳梅会あすてる内】
- ②認知症カフェ（ひといきカフェ）
【ギャラリーカフェ 人と木内】
- ③元気デイサービス
(生きがい対応型デイサービス事業)
【中央体育館内】
- ④元気もりもりクラブ
(一般高齢者運動器機能向上事業)
【木津老人福祉センター内】
- ⑤木津老人福祉センター

(2) 木津西圏域

◆特徴と課題

- ・高齢化率は、市全体と大きな差異はないが、高齢者数は圏域で最も多く、今後、急速に高齢化が進む地域であることから、地域での支え合い活動の更なる充実を図ることが必要である。
- ・利便性が高く転入者も多い地域であり、地域コミュニティと積極的な関りがなかった現役世代が、高齢期を迎え孤立するケースが懸念される。

◆市の施設や市が実施している介護予防事業など



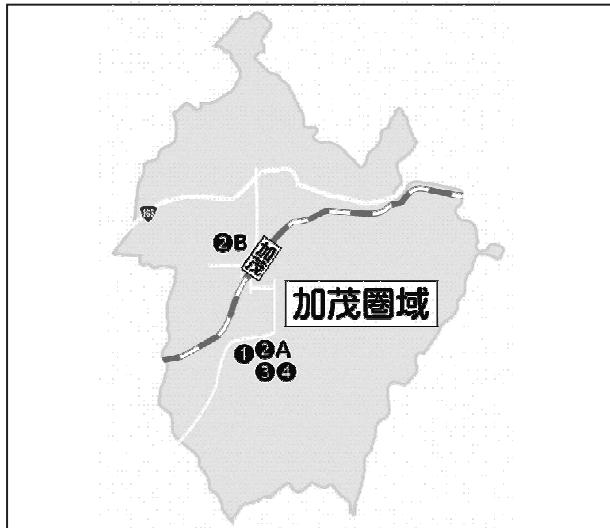
- ①地域包括支援センター木津西
【ケアセンターハッピーコスモス内】
- ②認知症カフェ
A ぬくもりのつどい
【西木津ぬくもりの里内】
B ひといきカフェ
【ギャラリーカフェ 人と木内】
- ③元気デイサービス
(生きがい対応型デイサービス事業)
【相楽老人福祉センター内】
- ④元気もりもりクラブ
(一般高齢者運動器機能向上事業)
【相楽老人福祉センター内】
- ⑤相楽老人福祉センター

(3) 加茂圏域

◆特徴と課題

- ・高齢化率が40%を超えており、後期高齢者数が前期高齢者数を超えた。
- ・今後、地域コミュニティの縮小や在宅介護サービスが十分に届かない地域の発生が懸念される。また、高齢化により自動車の運転が困難になる人の増加や公共交通の縮小に伴い、高齢者の自立した日常生活を支えるための移動手段の確保が課題となっている。

◆市の施設や市が実施している介護予防事業など



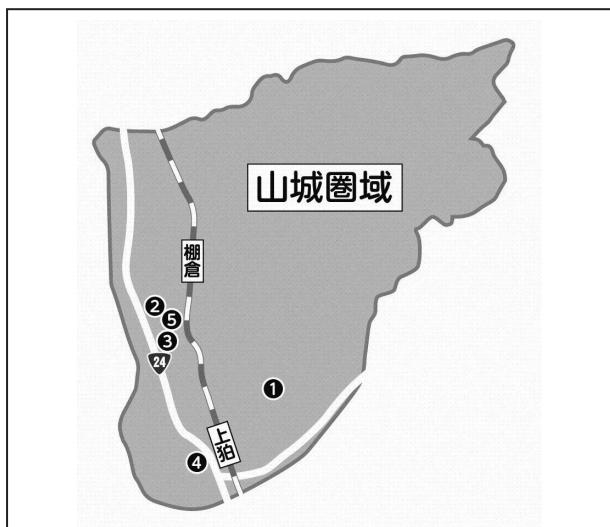
- ①地域包括支援センター加茂
【加茂ふれあいセンター内】
- ②認知症カフェ
Aくにカフェ
【南加茂台公民館内】
Bぬくもりのつどい
【加茂ぬくもりの里内】
- ③元気デイサービス
(生きがい対応型デイサービス事業)
【(株)アクティブ内】
- ④元気もりもりクラブ
(一般高齢者運動器機能向上事業)
【(株)アクティブ内】

(4) 山城圏域

◆特徴と課題

- ・高齢化率が35%で、人口は緩やかに減少している。圏域外への人口流出が少なく、比較的地域コミュニティが保たれている。
- ・一方で、高齢化により地域コミュニティ活動の担い手不足等が生じ、通いの場などの活動が休止・廃止となっている地域もあり、今後の地域コミュニティ活動の在り方が課題となっている。

◆市の施設や市が実施している介護予防事業など



- ①地域包括支援センター山城
【山城ぬくもりの里内】
- ②認知症カフェ（ぬくもりのつどい）
【山城保健センター内】
- ③元気デイサービス
(生きがい対応型デイサービス事業)
【山城保健センター内】
- ④元気もりもりクラブ
(一般高齢者運動器機能向上事業)
【山城支所別館内】
- ⑤山城老人福祉センター・やすらぎ苑

5 市内の介護保険指定事業者数

令和5年10月1日時点における市内の介護保険指定事業者は、次のとおりです。

			木津東	木津西	加茂	山城	合計	
							施設数	定員数
広域型	訪問系	訪問介護	4	4	1	0	9	
		訪問入浴介護	0	1	0	0	1	
		訪問看護	7	11	3	4	25	
		訪問リハビリテーション	3	2	0	2	7	
	通所系	通所介護	4	4	3	1	12	364
		通所リハビリテーション	1	2	0	0	3	90
	短期入所	短期入所生活介護	2	1	1	1	5	84
		短期入所療養介護	1	0	0	0	1	-
地域密着型	通所系	地域密着型通所介護	4	0	1	0	5	62
		認知症対応型通所介護	0	1	1	1	3	36
	複合型	小規模多機能型居宅介護	0	1	1	1	3	87
居宅介護支援事業所			6	6	5	1	18	-

※訪問看護・訪問リハビリテーションはみなし指定を含む

			木津東	木津西	加茂	山城	合計	
							施設数	定員数
広域型	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		2	1	1	1	5	300
	介護老人保健施設		1	0	0	0	1	66
	特定施設入居者生活介護		2	1	0	0	3	435
地域密着型	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		2	1	1	2	6	90
有料老人ホーム			3	1	0	0	4	135
サービス付き高齢者向け住宅			3	0	1	0	4	119

6 高齢者実態調査からみた現状と課題

本計画の策定にあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ及び在宅介護実態を把握し、計画の基礎資料とするため、高齢者実態調査を実施しました。

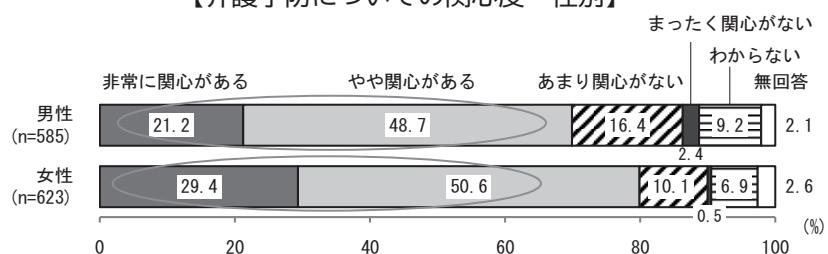
この調査結果のうち、特に留意する事項については、次のとおりです。

(1) 介護予防への関心と事業利用

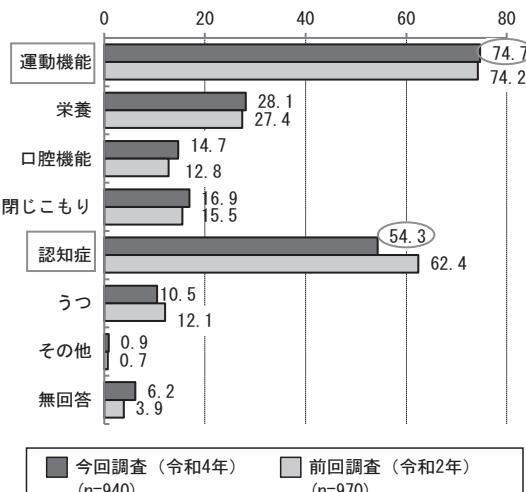
○現状と課題

- ・介護予防に関する人は7割以上となっていますが、男性の割合は低くなっています。介護予防の重要性を啓発していく取組が必要となります。
- ・介護予防について関心がある内容については、運動機能（74.7%）と認知症（54.3%）が多くなっています。今後、介護予防への関心をさらに高めることで、高齢者自身が日常生活の中でフレイル予防や介護予防、認知症予防に取り組むよう促していく必要があります
- ・介護予防事業を利用するためには必要な条件をたずねたところ、「自宅に近い場所で行われること」、「料金が無料または安いこと」が半数前後の回答を得ており、身近な場所で手軽に利用できることが求められています。

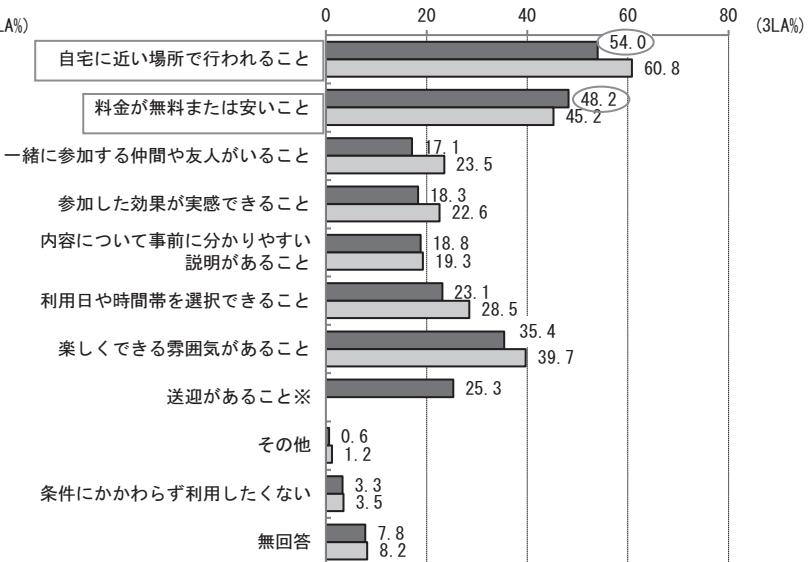
【介護予防についての関心度 性別】



【介護予防について関心がある内容】



【介護予防事業を利用するためには必要な条件】

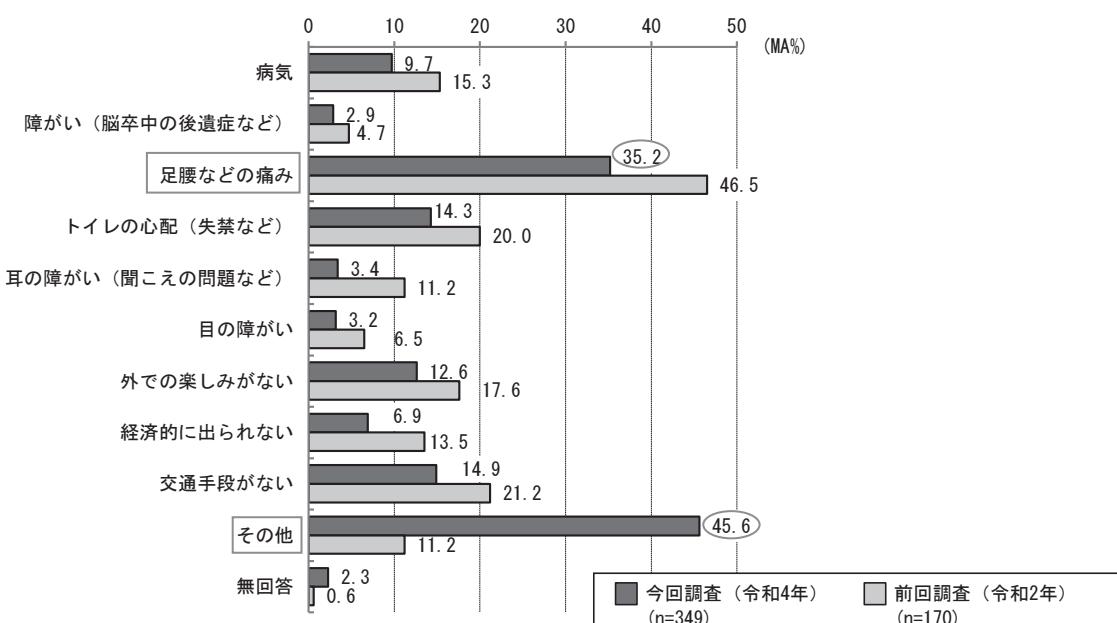


(2) 外出機会・在宅生活への支援

○現状と課題

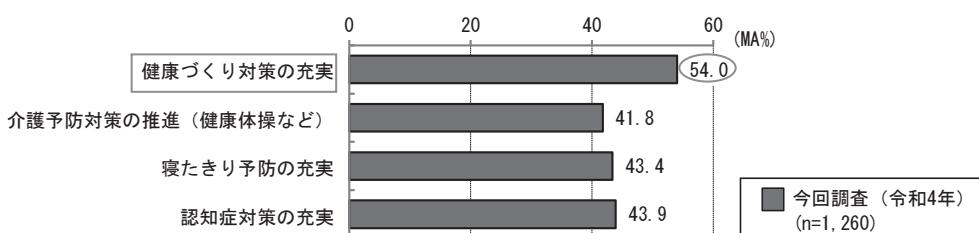
- 外出を控えている理由に関しては、「足腰などの痛み」が 35.2%、「その他」が 45.6%などとなっています。「その他」の内容については「新型コロナウイルス感染症の影響」に関することが8割でした。
- 身近な地域や自宅での生活を続けるために必要な支援や施策では、「健康づくりの充実」が 54.0%と最も高い回答割合となっています。
- 自由意見でも、健康面への不安や、「介護が必要にならないよう、健康を維持したい」との声が聞かれました。
- 外出意欲の向上や健康維持に向け、専門職に気軽に相談できるなどの体制づくりが課題となります。

【外出を控えている理由】



※「その他」45.6% (159件) のうち「新型コロナウイルス感染症の影響」等の回答が131件

【地域や自宅での生活に必要な支援や施策 健康維持に関すること】

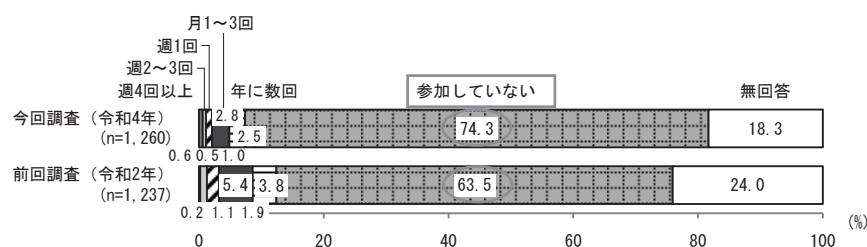


(3) 地域活動参加の実態と意向

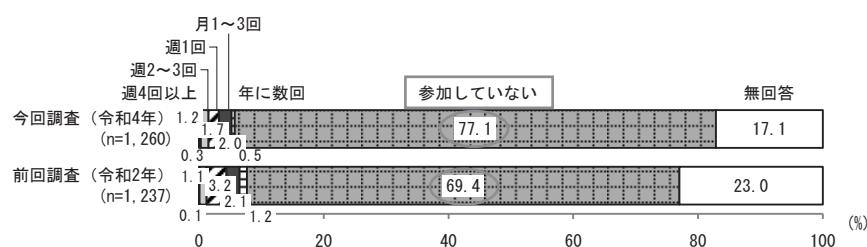
○現状と課題

- ・地域の会・グループ等への参加状況をたずねたところ、「ボランティアのグループ」をはじめ「参加していない」と回答された項目が多くみられました。特に「学習・教養サークル」、「(元気デイ、元気もりもりクラブなど) 介護予防のための通いの場」、「老人クラブ」については、不参加の割合が7割を超えています。
- ・前回調査に比べ、地域活動等への参加率が低くなっています。社会参加への意欲の低下や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者の外出機会が少なくなっていることも参加率低下の要因の一つです。新型コロナウイルスなどの感染症対策に留意しつつ、地域活動等に気軽に参加できる仕組みや地域活動に興味が持てるような周知・啓発など、参加しやすい工夫が求められます。

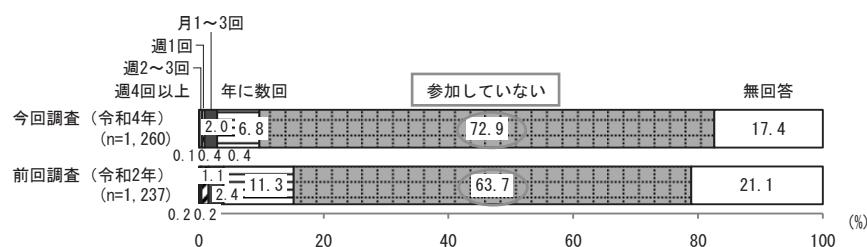
【学習・教養サークル】



【(元気デイ、元気もりもりクラブなど) 介護予防のための通いの場】



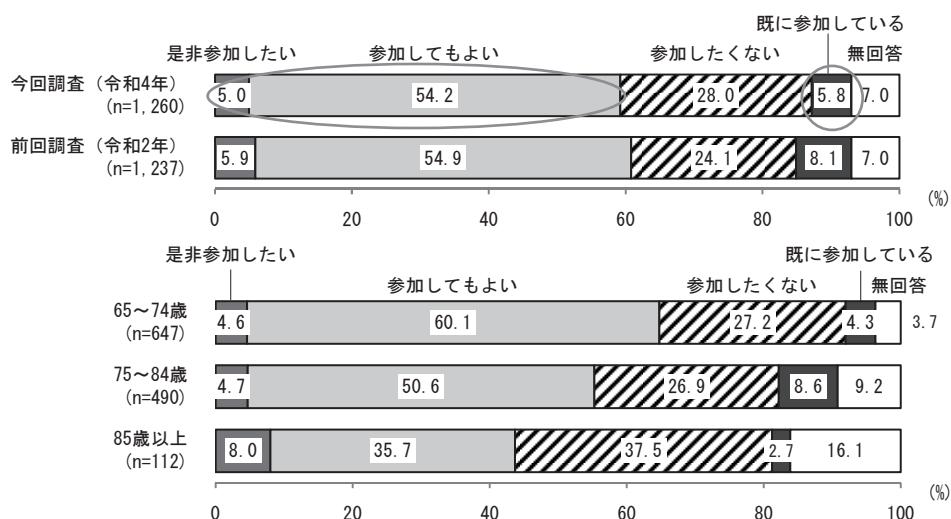
【老人クラブ】



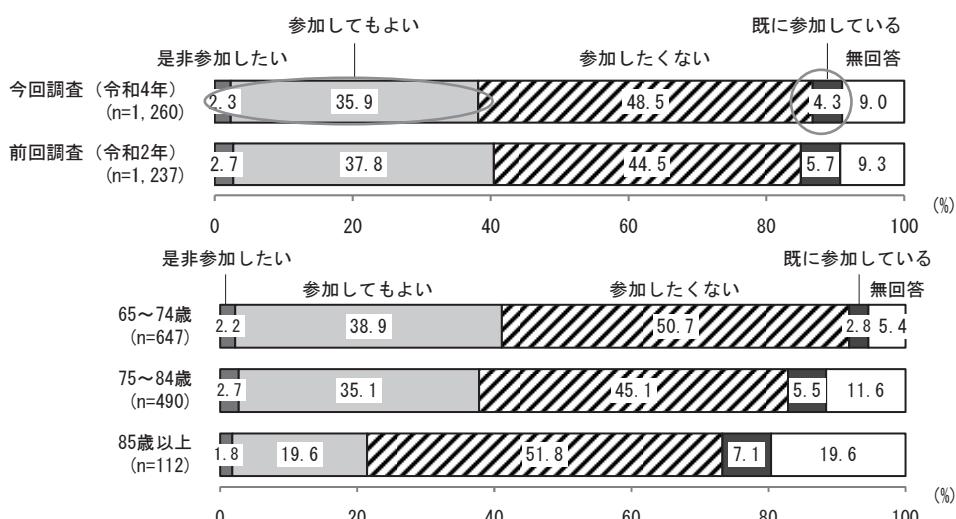
○現状と課題

- ・地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進める活動への参加意向は 65.0%となっています。年齢別にみると、年齢が若い層（65～74 歳）の参加意向の割合が高く（69.0%）、加齢とともにその割合が下がる傾向にあります。
- ・参加者としての参加意向のない人は 28.0%と前回調査結果より 4 ポイント近く上昇しており、健康づくりや介護予防につながる地域活動への情報提供とあわせた参加意欲の醸成が課題となります。
- ・上記の活動において、企画・運営としての参加意向のある人は 42.5%となっています。年齢別にみると、参加者としての参加と同様に加齢とともにその割合が下がる傾向にあります。
- ・地域活動に関しては、高齢者のこれまでの経験を活かしたり、人生の第 2 ステージとして新たな場で活躍したりと、地域活動が充実するための人材の発掘や牽引役、先導役を排出できるような人的資源活用の基盤づくりが課題となります。

【地域の会・グループ活動等への参加者としての参加意向】



【地域の会・グループ活動等への企画・運営としての参加意向】

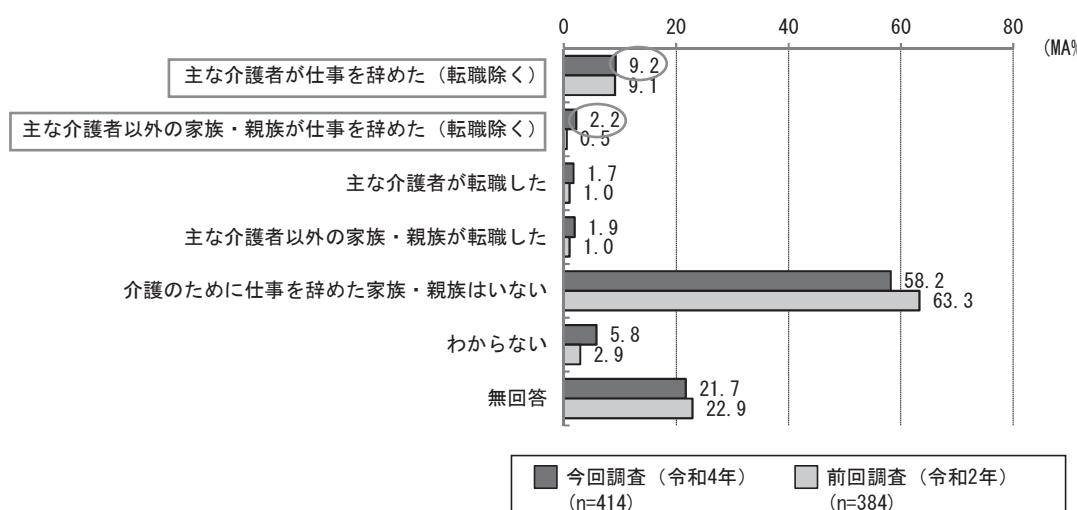


(4) 介護者の就労継続

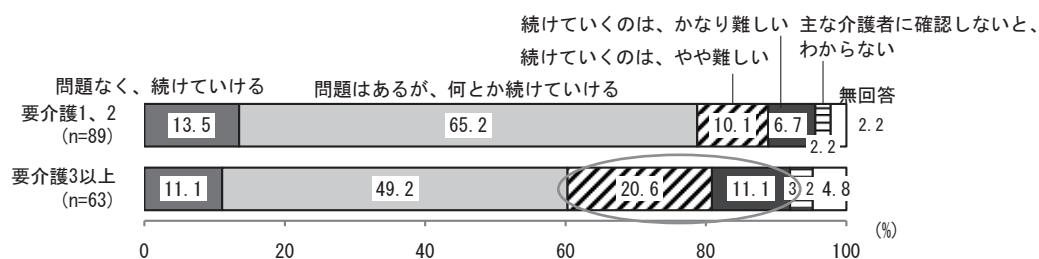
○現状と課題

- ・介護者の方に過去1年間に仕事を辞めたか等についてたずねたところ、約1割の人が介護離職を経験しています。
- ・主な介護者の就労継続の可否について、要介護度別にみると、要介護3以上では、継続が困難な人の割合が31.7%となっています。
- ・要介護者の介護度が上がるほど介護者の就労継続が困難になる傾向がみられます。

【介護のための離職の有無】



【主な介護者の就労継続の可否 要介護度別】

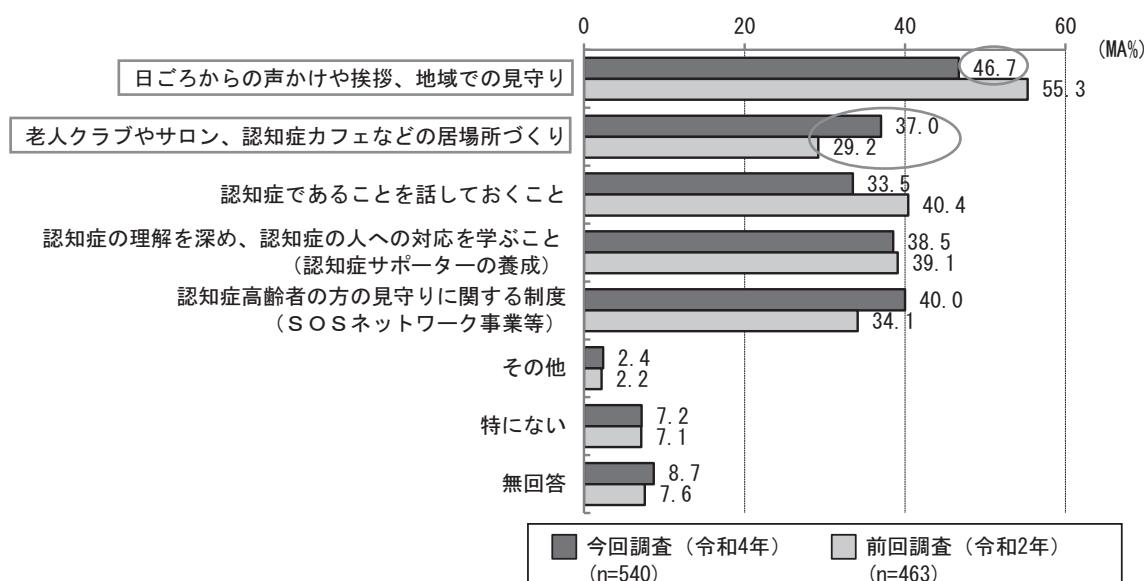


(5) 認知症の人の地域生活支援

○現状と課題

- ・認知症の人が地域での生活を継続するために大切なことについては、「日ごろからの声かけや挨拶、地域での見守り」が 46.7%となっています。また、前回調査に比べて、「老人クラブやサロン、認知症カフェなどの居場所づくり」が 7.8 ポイント上昇しています。
- ・認知症の人が地域での生活を継続していくためには、地域の人の見守りが重要であり、近隣同士で声かけや挨拶ができる関係づくりを進めておくことが大切となります。
- ・老人クラブやサロン、認知症カフェといった地域の居場所づくりへのニーズが増加しており、認知症施策に反映していく必要があります。

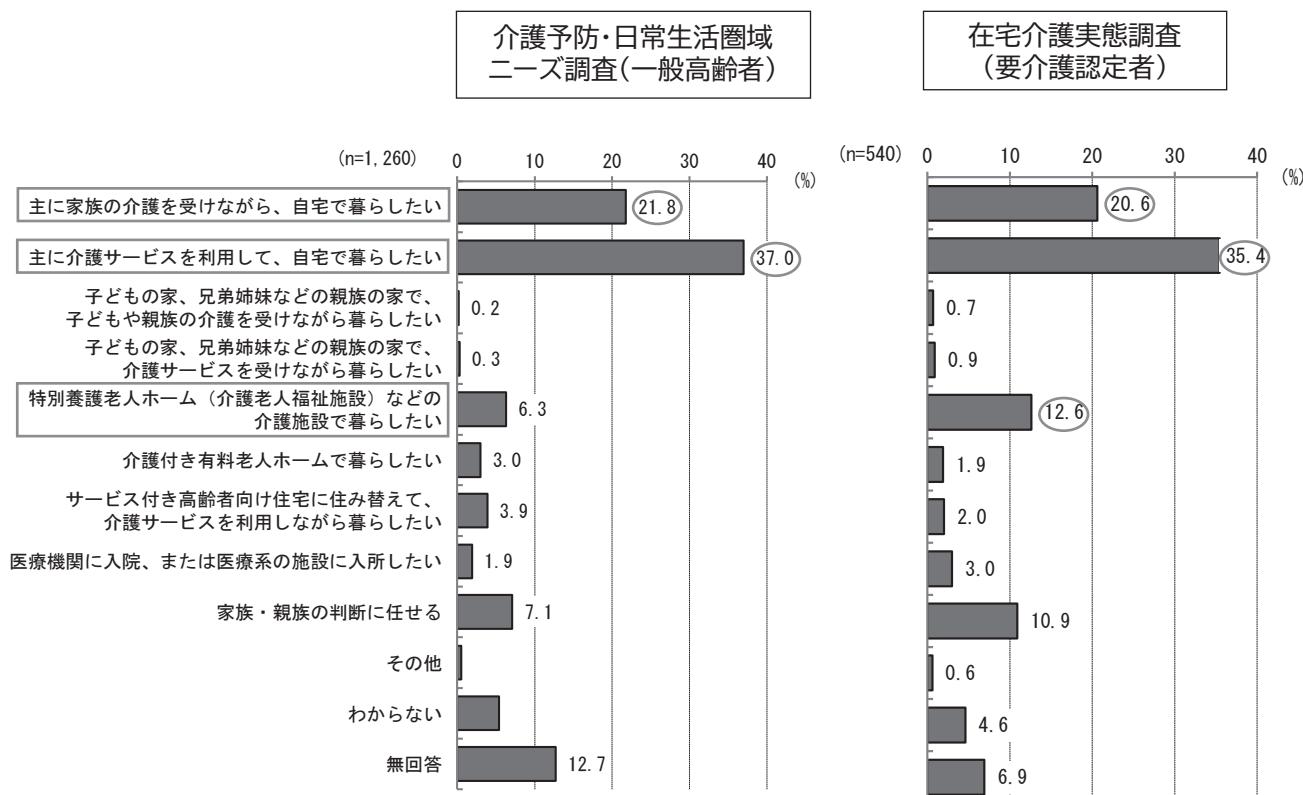
【認知症の人が地域での生活を継続するために大切なこと】



(6) 今後、希望する住まい方

○現状と課題

- ・要介護となった場合の住まい方については、一般高齢者、要介護認定者ともに自宅での生活を希望する人の割合が、介護サービスの利用と家族介護を合わせると6割弱で、介護施設への入所希望は要介護認定者で1割程度となっており、住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う人が多いことがうかがえます。
- ・介護が必要になっても自宅での生活を継続できるように、在宅介護支援やサービスの充実を図ることが必要です。

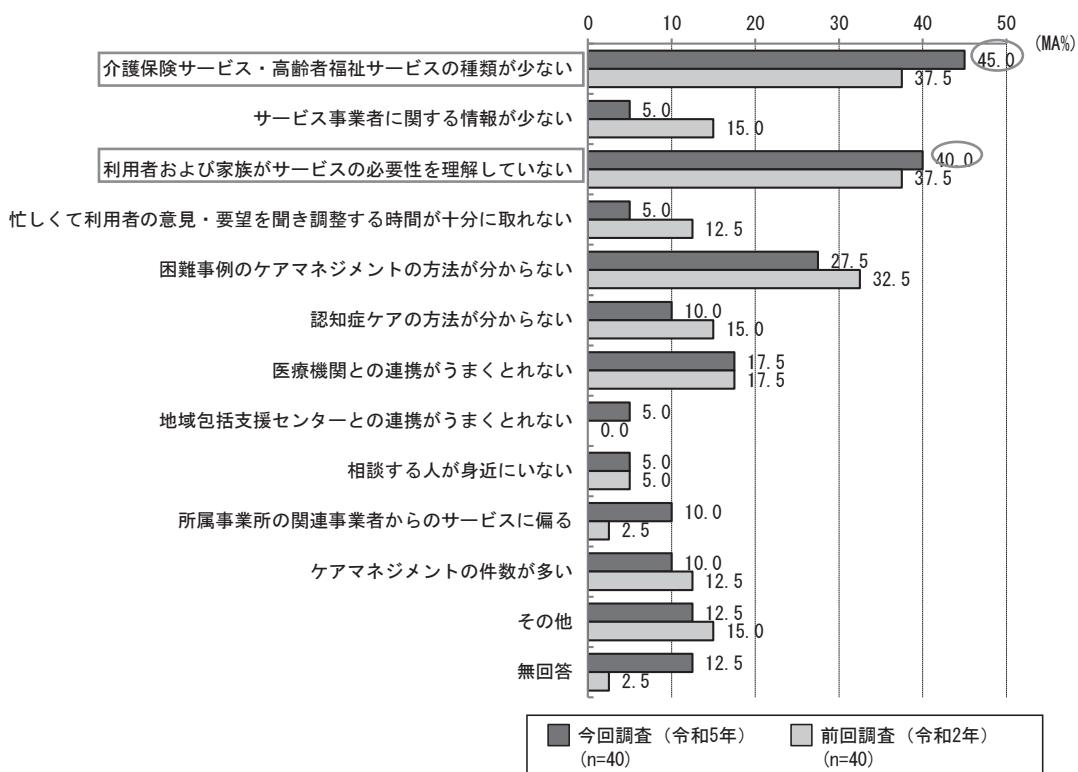


(7) 介護支援専門員の業務課題

現状と課題

- ・介護支援専門員の業務の課題としては、「介護保険サービス・高齢者福祉サービスの種類が少ない」が 45.0%と最も高い回答割合で、前回調査より 7.5 ポイント上がって います。サービス提供事業者に対する働きかけが必要となります。
- ・「利用者および家族がサービスの必要性を理解していない」が 40.0%の回答を得て おり、要支援・要介護認定者に対して介護サービスについての情報提供や利用による メリット等を情報提供し、介護に関する普及啓発を図っていく必要があります。

【介護支援専門員の業務の課題】



【「その他」の回答内容】

内 容	件数
業務量の見直し、事務処理の簡素化	3 件
単体で事業運営できる報酬体系ではなく、相談援助技術の質の確保が難しい	1 件

7 前計画における取組の評価

前計画では、基本理念“ともに支え合い、いきいきと安心して暮らし続けられる心豊かなまちづくり”を実現するため、次の4つの基本目標を掲げて事業を展開しました。

各基本目標に係る主な施策の実績及び課題は、次のとおりです。

○前計画の基本目標

- 基本目標1 介護予防と健康づくりの総合的な推進
- 基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実
- 基本目標3 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進
- 基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進

基本目標1 介護予防と健康づくりの総合的な推進

- (1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進
- (2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

○主な取組実績

- ・介護予防について、一般介護予防の実施や介護予防サポーター養成講座など、ともに支え合う取組のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で健康教室を実施し、健康寿命を延ばす事業を展開しました。
- ・高齢者の生きがいづくりや居場所づくりの取組に対して支援等を行い、高齢者の社会参加につながる取組を推進しました。

主な施策	取組内容・実績																									
介護予防事業の推進	<p>○介護予防サポーターによる体操の普及実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市施設6会場での拠点開催を実施 ・介護予防サポーターによる地域サロン等での活動も増加 <p>【実績】介護予防サポーター数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">△</th><th style="text-align: center;">目標値</th><th style="text-align: center;">実績値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R 3</td><td style="text-align: center;">210人</td><td style="text-align: center;">213人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 4</td><td style="text-align: center;">220人</td><td style="text-align: center;">230人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 5</td><td style="text-align: center;">230人</td><td style="text-align: center;">256人（見込）</td></tr> </tbody> </table> <p>【実績】元気アップ体操教室の開催箇所数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">△</th><th style="text-align: center;">目標値</th><th style="text-align: center;">実績値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R 3</td><td style="text-align: center;">22箇所</td><td style="text-align: center;">23箇所</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 4</td><td style="text-align: center;">23箇所</td><td style="text-align: center;">29箇所</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 5</td><td style="text-align: center;">24箇所</td><td style="text-align: center;">29箇所（見込）</td></tr> </tbody> </table>		△	目標値	実績値	R 3	210人	213人	R 4	220人	230人	R 5	230人	256人（見込）	△	目標値	実績値	R 3	22箇所	23箇所	R 4	23箇所	29箇所	R 5	24箇所	29箇所（見込）
△	目標値	実績値																								
R 3	210人	213人																								
R 4	220人	230人																								
R 5	230人	256人（見込）																								
△	目標値	実績値																								
R 3	22箇所	23箇所																								
R 4	23箇所	29箇所																								
R 5	24箇所	29箇所（見込）																								

主な施策	取組内容・実績																				
	<p>○訪問による指導・助言 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、健康状態不明者に対して、市保健師と地域包括支援センター職員が同行訪問し、指導・助言を実施</p> <p>【実績】同行訪問</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>同行訪問人数（実績値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>133人</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>177人</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>191人（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		同行訪問人数（実績値）	R 3	133人	R 4	177人	R 5	191人（見込）												
	同行訪問人数（実績値）																				
R 3	133人																				
R 4	177人																				
R 5	191人（見込）																				
介護予防生活支援の充実	<p>○関係機関・団体等との連携の推進 ・地域ケア会議を開催</p> <p>【実績】地域ケア会議の開催回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数（実績値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>59回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>57回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>40回（見込）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○生活支援体制整備事業 ・第2層協議体で各圏域の課題抽出と取組（地域お助け隊・買い物ツアーやボランティア活動）を行い、第1層協議体で市全体としての課題共有等を行った</p> <p>【実績】各協議体会議開催数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1層協議体</th> <th>第2層協議体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>3回</td> <td>木津東・木津西・加茂各4回、山城3回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>3回</td> <td>木津東・木津西・山城各5回、加茂6回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>3回（見込）</td> <td>各圏域各5回（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		開催回数（実績値）	R 3	59回	R 4	57回	R 5	40回（見込）		第1層協議体	第2層協議体	R 3	3回	木津東・木津西・加茂各4回、山城3回	R 4	3回	木津東・木津西・山城各5回、加茂6回	R 5	3回（見込）	各圏域各5回（見込）
	開催回数（実績値）																				
R 3	59回																				
R 4	57回																				
R 5	40回（見込）																				
	第1層協議体	第2層協議体																			
R 3	3回	木津東・木津西・加茂各4回、山城3回																			
R 4	3回	木津東・木津西・山城各5回、加茂6回																			
R 5	3回（見込）	各圏域各5回（見込）																			
生涯学習の推進	<p>○市民の自主活動への支援 ・サークル情報誌を発行 ・木津講座登録サークル発表会、公民館まつり、市民文化祭などで自主活動の発表会を開催</p>																				
地域住民同士の交流等の促進	<p>○老人クラブの活動支援 ・地域高齢者の自主的組織である老人クラブの活動支援として補助金を支出</p> <p>【実績】老人クラブ数、会員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラブ数</th> <th>会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>89クラブ</td> <td>3,576人</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>87クラブ</td> <td>3,141人</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>85クラブ（見込）</td> <td>3,154人（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		クラブ数	会員数	R 3	89クラブ	3,576人	R 4	87クラブ	3,141人	R 5	85クラブ（見込）	3,154人（見込）								
	クラブ数	会員数																			
R 3	89クラブ	3,576人																			
R 4	87クラブ	3,141人																			
R 5	85クラブ（見込）	3,154人（見込）																			

主な施策	取組内容・実績
	○ふれあいサロン活動の促進 ・社会福祉協議会を通してサロン活動を支援
ボランティア活動の促進	○ボランティア活動に関する啓発 ・社会福祉協議会と連携し、地域ボランティアの啓発、意識高揚を図った

○課題

- ・介護予防サポーターによる体操教室の普及。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を継続し、高齢者の健康状況の把握を行う必要がある。
- ・各種サロンへの参加率向上。
- ・ボランティアの普及・啓発。
- ・老人クラブをはじめとする地域コミュニティの強化。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 認知症対策の総合的な推進
- (3) 医療と介護の連携の推進
- (4) 安心できる住まいの環境づくり
- (5) 防災・防犯及び感染症対策の推進
- (6) 地域における支え合い活動の推進

○主な取組実績

- ・地域包括支援センターを中心に、あらゆる分野から、高齢者の生活支援、相談に応じ、地域全体で支え合う関係づくりを推進しました。
- ・生活支援や見守りに関するサービス事業や、高齢者を支える家族への支援事業を展開しました。
- ・認知症への理解や正しい知識の普及、認知症にかかる課題解決に向けた取組、認知症の人を支える家族支援など、認知症施策を展開しました。
- ・医療・介護の連携の推進や防災、サロン活動等地域活動の支援などに取り組みました。

主な施策	取組内容・実績																
地域包括支援センター体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域毎に包括的支援事業を委託 																
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議の開催 <p style="text-align: center;">【実績】地域ケア会議の開催回数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>40 回</td> <td>59 回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>40 回</td> <td>57 回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>40 回</td> <td>40 回（見込）</td> </tr> </tbody> </table> 		目標値	実績値	R 3	40 回	59 回	R 4	40 回	57 回	R 5	40 回	40 回（見込）				
	目標値	実績値															
R 3	40 回	59 回															
R 4	40 回	57 回															
R 5	40 回	40 回（見込）															
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅高齢者等配食サービス事業 提供食数：15,647 食（R3）、15,289 食（R4） ○ふとん水洗い乾燥サービス事業 利用者数：延べ 75 人（R3・R4） 利用枚数：133 枚（R3）、126 枚（R4） ○在宅高齢者等紙おむつ給付事業 給付決定者数：635 人（R3）、466 人（R4） 																
介護サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・かいご・ふくし就職フェア開催 ・福祉のしごとイベント開催（奈良市と共に） <p style="text-align: center;">【実績】福祉職場フェア（就職フェア）等の実施回数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> <td>来場者 26 人</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> <td>来場者 17 人</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>1 回</td> <td>1 回</td> <td>来場者 37 人</td> </tr> </tbody> </table> 		目標値	実績値	備考	R 3	1 回	1 回	来場者 26 人	R 4	1 回	1 回	来場者 17 人	R 5	1 回	1 回	来場者 37 人
	目標値	実績値	備考														
R 3	1 回	1 回	来場者 26 人														
R 4	1 回	1 回	来場者 17 人														
R 5	1 回	1 回	来場者 37 人														
相談・情報提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市健康福祉部に「断らない相談窓口」を開設（R4） 																
認知症に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解を深めるための動画を作成し、認知症センター養成講座等で活用 ・アルツハイマー月間の啓発展示 																
認知症の早期発見・早期対応の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症あんしんサポート相談窓口や認知症コールセンター等の情報提供を行い、専門職や介護経験者による相談対応を実施 ○認知症地域支援推進員の活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置 ・認知症地域支援推進員会議を開催（R4: 9 回） 																

主な施策	取組内容・実績																
	<p>○認知症初期集中支援事業の推進 ・月1回チーム員会議を開催し、認知症当事者や家族の支援方針について検討</p>																
認知症の人や家族への支援の充実	<p>○認知症カフェの推進 ・市内3箇所（木津、加茂、山城）で認知症対応型カフェを実施</p> <p>【実績】認知症カフェ利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>190人</td> <td>218人</td> <td>延べ開催数 20回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>200人</td> <td>277人</td> <td>延べ開催数 28回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>210人</td> <td>270人(見込)</td> <td>延べ開催数 34回(見込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○認知症高齢者等見守りネットワークの推進 ・登録者数を増加することで、見守り体制を強化 事前登録者数：141人（R3）、142人（R4） 見守り協力機関数：61か所（R3）、63か所（R4）</p> <p>○認知症に優しいまちづくりの推進 ・認知症サポート一養成講座や普及啓発活動を通じ、住民の認知症に対する理解を促進 チームオレンジの立上げ（R4: 3団体、計46人）</p>		目標値	実績値	備考	R 3	190人	218人	延べ開催数 20回	R 4	200人	277人	延べ開催数 28回	R 5	210人	270人(見込)	延べ開催数 34回(見込)
	目標値	実績値	備考														
R 3	190人	218人	延べ開催数 20回														
R 4	200人	277人	延べ開催数 28回														
R 5	210人	270人(見込)	延べ開催数 34回(見込)														
医療と介護の連携体制の構築	<p>○在宅医療・介護ネットワークの構築 ・相楽医師会を中心に、「山城南地域包括ケアネットワーク会議」を開催</p> <p>【実績】地域包括ケアネットワーク会議の開催数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>3回</td> <td>3回（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	実績値	R 3	3回	3回	R 4	3回	3回	R 5	3回	3回（見込）				
	目標値	実績値															
R 3	3回	3回															
R 4	3回	3回															
R 5	3回	3回（見込）															
安心できる住まいの環境づくり	<p>○高齢者の住まいの環境づくり ・有料老人ホーム1施設、サービス付き高齢者向け住宅1施設が新設（R3） ・サービス付き高齢者向け住宅1施設が新設（R4）</p> <p>○住まい確保困難者への支援 ・環境的・経済的理由等により在宅生活が困難な人に対して、養護老人ホームの入所につなげた 措置者数：各年度11人（R3・R4）</p>																
防災・防犯対策の推進	<p>○避難支援体制整備の促進 ・社会福祉課、危機管理課と連携し、研修会に参加。情報収集の実施</p>																

主な施策	取組内容・実績												
	<p>○介護サービス事業者の災害対策の促進 ・地域密着型サービス事業所開催の避難訓練（地震、土砂災害想定）に参加、講評を実施</p>												
支え合い活動の推進	<p>○ふれあいサロン活動の支援 ・地域の高齢者が自主的に取り組む活動等に対し、社会福祉協議会を通じてサロン活動を支援</p>												
高齢者の見守り施策の推進	<p>○高齢者見守り事業の推進 ・在宅高齢者等配食サービス 週1回配食時に社協ボランティアによる見守りを実施</p> <p>【実績】在宅高齢者等配食サービス事業の利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>890人</td> <td>1,054人</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>960人</td> <td>1,140人</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>1,030人</td> <td>1,181人（見込）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○民生児童委員による見守り ・協力・協働により見守り体制を維持</p>		目標値	実績値	R 3	890人	1,054人	R 4	960人	1,140人	R 5	1,030人	1,181人（見込）
	目標値	実績値											
R 3	890人	1,054人											
R 4	960人	1,140人											
R 5	1,030人	1,181人（見込）											

○課題

- ・地域包括支援センターへの相談内容の多様化や、高齢化に伴う相談件数増加など、センターへの負担増に対する軽減策を講じる必要がある。（ＩＣＴ活用、多職種連携等）
- ・地域ケア会議において、地域で必要なサービスの創出や高齢者の自立支援に向けた議論の推進。
- ・高齢者支援・認知症支援について、一般市民向けの啓発活動の強化や相談窓口やサービスの普及活動。
- ・高齢者と地域住民との交流や認知症への理解を深め、地域全体で見守る住民主体の活動への支援。
- ・医療・介護連携における地域特性に応じた対応。
- ・高齢者の社会参加の場づくりへの支援。
- ・要支援者避難行動計画策定をはじめ、高齢者をサポートする体制づくりや、防犯・防災への取組の推進。

基本目標3 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

- (1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止
- (2) 権利擁護の推進

○主な取組実績

- ・高齢者の権利擁護として、地域包括支援センター及び成年後見支援センターを通じて虐待防止、成年後見制度の啓発、制度支援を行いました。
- ・介護サービス事業者に対して虐待防止の研修等、啓発活動に取り組みました。

主な施策	取組内容・実績												
虐待の防止と対応	<p>○高齢者虐待の防止に関する啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所に対し、高齢者虐待防止法に関する研修を実施 <p>【実績】地域包括支援センター職員、介護保険事業所等に対する高齢者虐待防止に関する研修等の実施回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>1回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>1回</td> <td>1回（見込）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者からの分離を目的に適切に措置 新規利用者：1人（R3）、2人（R4） 		目標値	実績値	R 3	1回	2回	R 4	1回	12回	R 5	1回	1回（見込）
	目標値	実績値											
R 3	1回	2回											
R 4	1回	12回											
R 5	1回	1回（見込）											
権利擁護に関する取組の推進	<p>○成年後見制度利用促進のための窓口設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センター設置（R4） ・成年後見制度にかかる中核機関の設置に向けた勉強会・準備会を4回実施（R3） ・センター運営委員会を実施（R4: 3回） ・一次相談窓口向け研修（R4: 1回）、UR 都市機構向け研修（R4: 1回）、民生児童委員向け研修（R4: 4回）、ケアマネジャー・相談支援専門員向け研修（R4: 1回）を実施 ・社協見守り隊加盟店にセンターリーフレットを配布（R4） <p>【実績】成年後見制度利用のための相談先の設置箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>0箇所</td> <td>0箇所</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所（見込）</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	実績値	R 3	0箇所	0箇所	R 4	1箇所	1箇所	R 5	1箇所	1箇所（見込）
	目標値	実績値											
R 3	0箇所	0箇所											
R 4	1箇所	1箇所											
R 5	1箇所	1箇所（見込）											

○課題

- ・高齢者虐待の防止啓発について、市民に対する啓発・研修の実施が不十分。
- ・成年後見制度の認知度が低い。啓発活動の強化が必要。また、法人後見・市民後見人を含む権利擁護に関する担い手の育成。

基本目標4 利用者本位の介護保険事業の推進

- (1) 介護サービスの利用支援
- (2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

○主な取組実績

- ・介護保険制度や事業所の情報提供を図るため、「いきいき介護保険」を全戸配布し、普及啓発に取り組みました。
- ・高齢者が自分らしく暮らし続けるために、心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業所に対して「ケアプラン点検」を実施しました。

主な施策	取組内容・実績													
介護給付適正化の推進	○介護給付等費用適正化事業の推進 ・居宅介護支援事業所に対し「ケアプラン点検」を実施 【実績】ケアプラン点検を実施する事業所数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>3 事業所</td> <td>3 事業所</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>3 事業所</td> <td>6 事業所</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>3 事業所</td> <td>3 事業所（見込）</td> </tr> </table>			目標値	実績値	R 3	3 事業所	3 事業所	R 4	3 事業所	6 事業所	R 5	3 事業所	3 事業所（見込）
	目標値	実績値												
R 3	3 事業所	3 事業所												
R 4	3 事業所	6 事業所												
R 5	3 事業所	3 事業所（見込）												
介護人材の確保と介護サービス事業者への支援	○介護サービス事業者への支援 ・居宅介護支援事業所に対し、運営指導を実施 実施事業所数：3 事業所（R3）、6 事業所（R4） ・地域密着型サービス事業所に対し、運営指導を実施 実施事業所数：6 事業所（R3）、2 事業所（R4）													

○課題

- ・適正なケアマネジメントの推進による自立支援の効果検証。
- ・被保険者数増加によるケアマネジャーへの負担。
- ・ケアプラン点検のための、職員のスキルアップ。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の高齢化の推移は、州見台・梅美台・城山台などの市街地開発された地域への若者層の転入により、全国の高齢化の進展と比較して緩やかではあるものの、それ以外の地域では高齢化が進んでおり、日常生活圏域ごとに高齢化の進み方が大きく異なっています。今後、高齢化がさらに進むとともに、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知機能の低下や要介護状態の高齢者が増加することが予想されます。超高齢社会の中、日常生活圏域ごとにそれぞれの地域の特性や実情に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を確立し、さらに深化・推進することが必要です。

本計画は、前計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の後継計画で、長期的な目標像である基本理念を大切にし、前計画における基本目標や具体的な施策の実施状況を踏まえて、位置づけることが求められています。

本計画における基本理念は、高齢化がさらに進展する情勢を踏まえ、高齢者の尊厳と自立生活の支援を前提に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市民の誰もが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現をめざし、次のように設定します。

◆基本理念

ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる
心豊かな健康長寿社会づくり

◆基本的視点

○生きがい・健康づくり

- ・長年培ってきた経験や知識、技術等を生かした社会参加・社会貢献・生きがいづくりを進め、人生の最期まで、住み慣れた地域で健康でいきいきと幸せに自立て暮らし続けられるよう、介護予防につながる健康づくりが進む社会づくりを推進します。

○地域で支え合い、尊重しあう社会づくり

- ・高齢者を取り巻く福祉・生活・ヤングケアラーなどの多様な課題の解決に向けて、地域の様々な主体によるふれあい・助け合い・支え合いが行われるよう、心豊かな社会づくりを推進します。
- ・共生と予防を軸とした認知症対策や、尊厳を保ち人生の最期まで暮らせるよう人権が尊重される社会づくりを推進します。

○安心して暮らせるサービス基盤づくり

- ・誰もが住み慣れた家庭・地域でいつまでも安心して、その人らしく暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する支援・サービスの包括的な提供体制が構築された社会づくりを推進します。

2 基本目標

本計画の基本理念である「ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり」を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ推進していきます。

基本理念

ともに支え合い、いきいきと幸せに暮らし続けられる心豊かな健康長寿社会づくり

基本目標

【基本目標1】 介護予防と健康づくりの総合的な推進

- 高齢者の自主的な活動を支援する施策の充実を図り、身近な場所で誰もが気軽に参加できる介護予防の地域づくりを進めます。
- 介護予防の基礎となる壮年期からの健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- 介護予防事業などを通して、市民一人ひとりの健康に対する意識を高めるとともに、高齢者が地域の中で様々な分野で活躍し、交流することができる場所や機会を提供していきます。



【基本目標2】 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援を強化し、ニーズに応じた医療・介護・福祉サービスの総合的な提供に努めます。
- 防犯対策や防災対策を今後も進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、高齢者が安心して暮らせる環境整備に努めます。



【基本目標3】 認知症対策の総合的な推進

- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の人や家族の気持ちを大切にし、認知症に対する啓発、予防、本人・家族の支援ニーズにあったサービスの提供等の支援に努めます。



【基本目標4】 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

- 人権尊重を基本に尊厳の確保を図るため、地域住民や各種団体、サービス提供事業者、医療機関等との連携を強化して、孤立死や虐待の防止に向けた対応に努めます。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の周知を図り、権利擁護に関する相談・助言等を行い、日常生活を支援します。



【基本目標5】 持続可能な介護保険事業の運営

- 介護保険制度やサービス内容について周知を進めるとともに、介護サービス基盤の充実に向け、人材の育成や資質の向上の支援、介護現場の生産性向上の支援、利用者からの相談やサービスの質の向上に向けた取組みの支援に努めます。



3 施策の体系

本計画の基本理念・基本目標を実現するための主要な施策について、体系的にまとめるところとおりです。



第4章 計画の具体的な取組

基本目標1 介護予防と健康づくりの総合的な推進

(1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進（介護予防・重度化防止の推進）



○展開の方向

本市では、高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防し、また、要介護状態になつてもその状態をできる限り軽減、または重度化を防止することにより、自立した日常生活を送ることを目的として、要支援・要介護認定者も含めたすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業と要支援状態の高齢者に対する介護予防・日常生活支援総合事業等の総合的かつ効果的な実施に努めており、引き続き推進します。

本市の高齢者実態調査結果を見ると、認定を受けていない一般高齢者において、運動器の機能低下リスクに該当する割合が 14.7%、転倒リスクが 29.9%と比較的高く、また、口腔機能の低下が 23.6%と上昇しており、コロナ禍の影響を受けたと考えられます。

のことから、要介護状態にならないよう、要支援認定者や健康に不安がある高齢者を対象に体操教室等の健康づくり事業を更に推進することが必要です。一時的にフレイル（虚弱）状態になったとしても、専門職等が適切に介入することで、再び健康で自立した日常生活が過ごせるように支援を推進します。

また、口腔の健康保持に向けての習慣づくりや認知機能の維持に向けた啓発・実践などの施策の充実に努めます。

健康づくりにつながる介護予防事業には、人ととのつながりが深まる通いの場の充実が欠かせません。介護予防サポーターや地域住民とも連携し、参加者や地域の実情に応じて多様化を図り、効果的・効率的な介護予防の取組を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の流行時の外出自粛による高齢者の閉じこもりや健康への影響が少くないことから、高齢者自身が健康づくりに関心・興味がわき、通いの場などへの参加が促進されるよう、関係課・関係機関や地域と連携して進めます。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
新規要介護・要支援認定を受けた人の平均年齢	80.5 歳	平均年齢の上昇
介護予防について関心がある・やや関心がある人の割合	74.6%	89.0%
生きがいを持ち積極的に社会と関わる人が増えている	60.2%	72.0%

○具体的に取り組む事業

① 介護予防事業の推進

施策・事業名	施策・事業の内容						
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン等において、骨密度・血管年齢等各種測定を行い、その結果をもとに個別相談や啓発を実施します。 						
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者実態調査結果や要介護認定等の結果などを踏まえ、介護予防に関する啓発資料を作成するとともに、地域包括支援センターと市による出前講座や、市ホームページ・広報紙、パンフレット等を活用し周知を図ります。 また、65歳到達時に介護予防に関するパンフレットを郵送し、意識づけを図ります。 						
一般高齢者運動器機能向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者を対象に、介護予防を目的とした「元気もりもりクラブ（一般高齢者運動器機能向上事業）」を各圏域で実施します。 実施にあたり、事業利用者の効果測定を行い、適切な事業運営を図ります。 						
生きがい対応型デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者を対象に、閉じこもり防止を目的とした「元気デイ（生きがい対応型デイサービス事業）」を、各圏域で実施します。 						
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運動・栄養・口腔等の知識をもとにした元気アップ体操を地域サロン等で広めるため、講師役を担う介護予防サポーターを養成します。 <p>【指標】介護予防サポーター数</p> <table border="1"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>270人</td> <td>290人</td> <td>310人</td> </tr> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	270人	290人	310人
令和6年度	令和7年度	令和8年度					
270人	290人	310人					
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士等医療系専門職が、自宅・通いの場等に訪問・助言を行うことで、高齢者の自立した日常生活を継続できるよう、効果的な介護予防・重度化防止を支援します。 <p>【指標】専門職の訪問回数</p> <table border="1"> <tr> <td>前期計画（実績）</td> <td>本計画（目標値）</td> </tr> <tr> <td>—（新規）</td> <td>10件以上/年</td> </tr> </table>	前期計画（実績）	本計画（目標値）	—（新規）	10件以上/年		
前期計画（実績）	本計画（目標値）						
—（新規）	10件以上/年						
訪問による指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・うつや閉じこもり、認知症のおそれのある高齢者、またはそれらの状態にある高齢者からの相談に応じるなど、必要な指導・助言を行います。 						

施策・事業名	施策・事業の内容								
通いの場の発展	<ul style="list-style-type: none"> 「元気アップ体操」の普及・啓発を行い、高齢者がいきいきと活動し、より効果的な介護予防ができるように、家から歩いて行ける通いの場で、「元気アップ体操」がおこなわれることを目指していきます。 <p>【指標】元気アップ体操教室の開催箇所数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> <tr> <td>31箇所</td> <td>33箇所</td> <td>35箇所</td> </tr> </table>			令和6年度	令和7年度	令和8年度	31箇所	33箇所	35箇所
令和6年度	令和7年度	令和8年度							
31箇所	33箇所	35箇所							
	<ul style="list-style-type: none"> 住民運営による運動や会食などの介護予防活動を勧め、多様な社会参加の場から高齢者が自ら選択できるよう、生活支援コーディネーターと連携しながら取り組みます。 <p>【指標】通いの場の把握数</p> <table border="1"> <tr> <th>前期計画（実績）</th> <th>本計画（目標値）</th> </tr> <tr> <td>29箇所</td> <td>60箇所</td> </tr> </table>			前期計画（実績）	本計画（目標値）	29箇所	60箇所		
前期計画（実績）	本計画（目標値）								
29箇所	60箇所								

② 介護予防と生活支援の充実

施策・事業名	施策・事業の内容
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等に対して、訪問介護・通所介護に相当する専門的なサービスに加え、住民主体の通いの場づくりや生活支援サービスの提供体制の推進を目指していきます。 一時的にフレイル（虚弱）状態に陥ったとしても、適切な支援者の介入を受けることで、再度自立した生活が送れるよう新規事業の創設を含めた施策の検討を行います。
地域での住民の自主的な支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する地域住民やボランティア、社会福祉協議会が実施するサロン活動等の自主的な地域の支え合い活動を推進します。
関係機関・団体等の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターをはじめ、ケアマネジャーや新たな介護予防・日常生活支援総合事業を担う事業者等、地域の関係機関との連携を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に資する効果的なサービスの提供を行います。
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、生活支援コーディネーター、協議体と協働しながら、介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築していきます。 生活支援コーディネーターを中心に、各地域内での「支援できる人」と「受けたい人」のマッチングを含めた生活支援サービスの提供体制を構築していきます。

③ 介護予防・健康づくりの一体的な提供

施策・事業名	施策・事業の内容
介護予防・健康づくりのための知識の普及・啓発	・保健師、栄養士、医師等により、運動・栄養・口腔ケア等の介護予防・生活習慣病予防や健康増進など、生涯を通じた健康づくりに関する知識の普及・啓発を推進します。
介護予防・健康づくり活動への支援	・市民一人ひとりが介護予防・生活習慣病予防、寝たきりの予防につなげられるよう、食生活を改めるなど、生活習慣改善のための自己管理を支援します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	・地域包括支援センターの医療職等と連携して、健康状態が不明な後期高齢者の実態把握を行い、健診の受診勧奨や必要な場合には医療・介護等の支援につなげます。 ・後期高齢者に対し、ポピュレーションアプローチを実施し、フレイル予防（運動・口腔・栄養）に関する普及啓発を行います。 ・糖尿病等の重症化予防のため、かかりつけ医等と連携し、保健師・栄養士による個別指導を実施します。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

○展開の方向

団塊の世代が高齢期を迎えた現在、高齢者は支えられる側という視点ではなく、他の世代とともに地域を支えていくという視点に立ち、団塊の世代を含む高齢者の社会参加と活躍が期待されています。

また、高齢者が社会参加し、社会的役割を持つことは、孤独感を解消し、心身ともに健康の保持増進が図られ、生きがいや介護予防にもつながります。

高齢者が趣味の活動や生涯学習・スポーツ交流など、様々な活動を通じて生きがいを持ち、積極的に社会と関わる高齢者が増えるように、環境の整備や支援の充実を進めます。

さらに、外出の際における移動の利便性や安全性向上に資するよう、公共施設の新設・改築に際しバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するなど、環境整備に取り組みます。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
外出回数がとても減っている・減っている人の割合	30.5%	24.0%

○具体的に取り組む事業

① 生涯学習の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
生きがい大学の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化や高齢者のニーズを踏まえた学習テーマの設定等に取り組み、高齢者の積極的な社会参加を推進します。
市民の自主活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者をはじめ、市民が主体的に学習活動やサークル活動、スポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、情報提供や学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供を図ります。 ・高齢者いきいきサポート窓口を通して、サークル活動・ボランティア活動をはじめ多種多様な活動を支援するとともに、関係団体に結び付けを行います。
グループ・サークル活動等の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自主的な学習活動とともに、交流・文化活動の活性化のために、グループ・サークル活動を育成支援します。

② 就労等の支援

施策・事業名	施策・事業の内容
シルバー人材センターの活動の支援と高齢者の就労機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲のある高齢者が豊かな経験を生かし、働くことを通じて生きがいを持ち、社会参加ができるよう、シルバー人材センターの趣旨や内容等を広く周知するとともに、活動を支援します。 ・高齢者が就労できる場づくりについて、ハローワーク等の就労支援機関との情報共有を図りながら検討を進めます。

③ 地域住民同士の交流等の促進

施策・事業名	施策・事業の内容
老人クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域の一員として活躍するとともに、同世代・他世代間での交流が行われる場として、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくり、健康増進を図ります。
老人福祉センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の憩いの場として、また、高齢者の主体的な生きがい活動の拠点として、より身近な施設となるよう、事業内容の充実を推進します。
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における世代間交流等を推進するため、地域行事等への高齢者の参加を促進します。 ・認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練等の高齢者が対象となる事業においても、学校等と協働し、認知症等への理解を促進するとともに世代間交流を図ります。
ふれあいサロン活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域を基盤とし、地域の高齢者とボランティアが共同で企画・立案し、閉じこもり予防や地域住民のふれあいの場となっているサロン活動に対して支援を行います。

(4) ボランティア活動の促進

施策・事業名	施策・事業の内容
ボランティア活動に関する啓発	・社会福祉協議会等と連携し、様々な媒体や機会を活用して啓発を行い、市民のボランティア活動に対する意識の高揚を図ります。
ボランティアセンターの活動支援	・高齢者をはじめ市民が、趣味や特技・経験等を生かして、様々なボランティア活動に参加し、いきいきとした生活ができるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援します。

(5) 福祉のまちづくりと交通安全対策の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
道路・公園・建物等の公共施設のバリアフリー化	・高齢者等が自立し、安定した日常生活や社会生活ができるよう、また移動の利便性及び安全性の向上のため、公共施設の新設・改築に際して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「京都府福祉のまちづくり条例」に準拠した整備を行います。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

(1) 地域包括ケアシステムの推進

○展開の方向



高齢化が一層進行する中で、高齢者の地域での生活を支える仕組みづくりが求められています。高齢者が住み慣れた環境で、できるだけ自立した日常生活を送るためには、介護・重度化予防、生活支援・在宅支援や必要な介護サービス等の提供が欠かせません。

それぞれの日常生活圏域の実情に応じて、医療機関・介護事業者・社会福祉協議会等と連携し、医療・介護・予防・生活支援等を包括的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる推進、強化に努めます。また、人と人、人と地域がつながり、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあう共生社会の実現を目指します。

本市では、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに4か所設置しています。今後、地域包括支援センターは、高齢化の進行等に伴い増加するニーズの多様化、老老介護、ヤングケアラー等の家族介護者支援や地域課題など、多種多様な対応を求められている状況です。

特に高齢者の増加や閉じこもりなどの地域課題を抱える日常生活圏域では、地域包括支援センターの機能が発揮できるよう、居宅介護支援事業所等との連携や職員の質を確保した上で柔軟な職員配置等に取り組むなど、環境・体制整備を進めます。また、多機関連携を推進し、包括的な支援につなげていきます。

木津川市地域包括ケアシステムのイメージ



○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
家族等以外で相談する相手として地域包括支援センターを選択する割合	8.4%	10.0%
地域ケア会議での地域課題に対する施策検討協議件数	0件	4件

○具体的に取り組む事業

① 地域包括支援センター体制の充実

施策・事業名	施策・事業の内容
地域包括支援センターの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活相談の中核としてのセンター業務を実現し、継続可能な運営ができるよう支援していきます。 ・ニーズが多様化し業務量が増大する中、負担軽減に向けたＩＣＴ機器の活用や多機関連携による相談体制の強化等の業務改善に向けた検討を行います。 ・研修の機会の確保等により職員のスキルアップを図ります。
地域包括支援センターの運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが質の高い業務を行うため、事業計画の立案及び業務の遂行状況について、地域包括支援センター運営協議会で審議し、継続的な評価・改善に努めます。

② 地域ケア会議の充実

施策・事業名	施策・事業の内容
地域ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議を開催し、地域課題や地域資源の創出により、地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。 ・生活支援体制整備事業協議体と連携し、必要なサービスの創出に繋げていきます。 ・自立支援型地域ケア会議に取り組み、高齢者の自立生活を目指した支援につなげます。

③ 福祉サービスの提供

施策・事業名	施策・事業の内容
在宅高齢者等配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の高齢者世帯等に定期的に食事を提供し、高齢者の健康増進を図るとともに安否確認を行うなど、自立した生活の支援と見守りを行います。
ふとん水洗い乾燥サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において要介護3以上の在宅の高齢者等を対象に、福祉の増進及び衛生保持を図るため、寝具の洗濯、乾燥等を行います。また、利用者の拡大を図るため事業の周知・利用促進に努めます。
在宅高齢者等紙おむつ給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において要介護3以上の在宅の高齢者等を介護している家族を対象に、紙おむつの給付券を交付し、要介護高齢者等を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を行い、在宅介護を支援します。 なお、この事業は、国の地域支援事業交付金を活用して実施していますが、今期は例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行も含めた検討を進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
高齢者日常生活用具 給付事業	・心身機能の低下により火気に対する配慮が必要な在宅の高齢者等に対して、電磁調理器、自動消火器等を給付します。
緊急時通報システム 設置事業	・日常生活において常に注意を必要とする在宅の高齢者等に対して緊急時通報システムを設置し、消防署や協力者のもとへ通報を行うほか、月1回の安否確認を行い、高齢者を見守ります。

④ 家族介護者、要介護者世帯への支援

施策・事業名	施策・事業の内容
介護者交流事業	・在宅で介護をしている介護者に対し、情報交換や交流、介護負担軽減に資する学習会等を目的とした事業を行い、身体的・精神的な負担を軽減します。
家族介護者慰労金支給事業	・在宅で過去1年にわたり介護保険制度を利用せずに、要介護4または5の高齢者を家族等で介護している住民税非課税の世帯に対し、慰労金を支給します。
ヤングケアラー・Wケアなど複合的課題を抱える家庭への支援	・ヤングケアラー・Wケアなど、高齢者支援だけでなく包括的な相談に対応するため、地域包括支援センターをはじめ生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野、教育分野など他分野と連携促進を図り、重層的支援体制を構築し、早期に支援につながるよう取り組みます。

⑤ 介護サービスの提供

施策・事業名	施策・事業の内容
居宅サービス基盤の充実	・高齢者が適切な介護サービスを受け、高齢者を支える家族も仕事や育児などと介護を両立できるように、サービス基盤の整備を進めます。
居宅サービスの充実	・高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるように、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進します。 ・介護予防支援では、地域支援事業とその他の介護予防給付を組み合わせて、自立に向けた支援を効果的に行っていきます。
施設サービスの充実	・在宅で常時介護を受けることが困難な中重度の要介護者が、安心して入所でき、必要な介護を受けられるよう、介護保険施設の運営について支援します。
地域密着型サービスの充実	・住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの充実に向け、検討します。

⑥ 相談・情報提供体制の強化

施策・事業名	施策・事業の内容
相談窓口の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱えた世帯を支援する連携体制を確立し、あらゆる支援につなげます。 ・複合的な課題に対応できるよう、多角的視点から支援を行える重層的支援体制整備事業における「断らない相談窓口」について、関係機関と協議を進め相談窓口の充実に向け検討していきます。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及びその家族等が、介護保険制度や地域支援事業、地域包括支援センター等についての情報を得られるように、市ホームページや広報紙、パンフレット等の多様な媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。 ・自ら情報を入手することが困難な高齢者に対して、関係機関等と協力しながら、情報提供を進めます。

(2) 医療と介護の連携の推進

○展開の方向

・本計画の策定にあたり実施した在宅介護実態調査では、過半数を超える人が「介護サービスを受けながら自宅で暮らしたい」と希望されています。今後、医療ニーズ、介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症状のある高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で継続して日常生活を営むには、介護だけでなく在宅医療との連携が必要です。

日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りに加え、認知症対応、災害時対応等の様々な局面において、医師会や市内医療機関・介護サービス事業者など関係者と情報を共有しながら、在宅医療と介護の連携を推進する体制整備を構築していきます。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
訪問診療を受けた患者数（算定回数） (人口 10万人当たり)	7,000人	7,000人以上
訪問看護利用者数 (75歳以上人口千人当り)	51.5人	51.5人以上
看取り数（算定回数） (人口 10万人当たり)	71.6人	71.6人以上

○具体的に取り組む事業

① 在宅医療・介護連携の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
かかりつけ医等の情報提供	・健康管理や状態の悪化防止のため、かかりつけ医に対して医療機関等についての情報提供を行います。 また、高齢者に対してかかりつけ医に関する情報提供や啓発を行います。
在宅医療・介護ネットワークの構築	・相楽医師会を中心に「山城南地域包括ケアネットワーク会議」において、医師、薬剤師、介護サービス事業者、行政などで管内における課題を洗い出し、他機関と協働しながら解決策の検討を行います。
多職種連携の推進 「きづがわねっと」	・有事の際に有効となるよう、平時から地域の医療・介護・行政等でネットワークを形成し、多職種でのグループワークや在宅医療・介護連携の推進を共有できる研修を行い、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りに加え、認知症支援、災害時対応等の様々な局面において、課題解決に向けた体制の充実を図ります。

(3) 安心できる住まいの環境づくり

○展開の方向

- ・今後、一人暮らし高齢者や、高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中、高齢者が安全に、安心して暮らすため、適切な住まいを選択、利用できるよう、様々な施設・居住系サービス等の事業を精査し、高齢者のニーズに合った住まいの支援体制を整備していく必要があります。
- ・高齢者が半数以上占める南加茂台地域など、大規模住宅開発地域における高齢化が地域課題として顕在化することが懸念されます。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための住環境対策について、生活支援体制整備事業などを活用し、地域ニーズの把握と対策に努めます。
- ・生活困窮者等の生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、生活困窮者支援機関や公営住宅部局等との連携を図りながら支援を行います。
また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすため、生活基盤である住まいのバリアフリー化を推進します。

○具体的に取り組む事業

① 安心できる住まいの環境づくり

施策・事業名	施策・事業の内容
高齢者の住まいの環境づくり	・高齢者が安全・安心で多様な住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況把握や制度周知・情報提供に努めます。また、介護保険給付の適正維持等に向けて、京都府や関係機関と連携しながら取り組みます。
住まい確保困難者への支援	・環境的・経済的理由等により在宅生活が困難な人に対して、養護老人ホーム等への入所など、高齢者の住まい確保に向けて取り組みます。また、生活困窮者自立支援機関、公営住宅部局等との連携を図りながら生活困窮者に対して支援を行います。

② 住宅のバリアフリー化の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
住宅のバリアフリー化に対する支援	・要介護・要支援認定を受けている人に対し、住宅改修を行うことで住み慣れた自宅で安心して生活することができるよう支援を行います。

(4) 防災・防犯及び感染症対策の推進

○展開の方向

- ・災害時や緊急時における高齢者の支援体制や、特殊詐欺や悪徳商法等の消費者被害から高齢者を守るための体制づくりが必要です。
- ・地域住民、社会福祉協議会、民生児童委員、関係機関及び行政の各部署が連携し、高齢者が住み慣れた地域で安全に暮らせる環境づくりに努めます。
- ・新型コロナウイルス等不測の事態が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者に対して支援を行います。

○具体的に取り組む事業

① 防災・防犯及び感染症対策の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と連携しながら避難行動のタイムライン作成を進め、防災知識の向上と普及を目的とした訓練を実施するなど、関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりを推進します。
避難支援体制整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別計画書策定をはじめ、防災部局との連携を図りながら、高齢者への防災意識向上の取組を推進します。 ・迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図ることにより、関係機関と連携し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
介護サービス事業者の災害・感染症対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等の新型感染症が再び感染拡大をした場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、京都府等と連携しながら、介護サービス事業者に対して支援を行うとともに、各事業者の業務継続計画（BCP）の内容を確認するなど、協働しながら対策に取り組みます。
消費者被害の防止と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者を狙った犯罪から高齢者を守るため、警察、消費生活センターと連携し、高齢者へ防犯に関する情報提供や注意喚起等を行い防犯に努めます。

(5) 地域における支え合い活動の推進

○展開の方向

- ・高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域でいきいきとした人生を送れるよう、地域や自治会、ボランティア団体、介護サービス事業者、社会福祉協議会、民生児童委員等と連携・協力して福祉活動を推進します。
- ・元気な高齢者の社会参加を促進し、様々な人たちが地域活動に参加できるよう、地域住民主体の活動を支援していきます。
- ・地域共生社会の実現に向け、「支える側」、「支えられる側」といった画一的な関係性ではなく、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
週1回以上の通いの場への参加率	0.5%	1.0%

○具体的に取り組む事業

① 支え合い活動の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
高齢者世帯を励ます会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が主催する、一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯に対して行う地域交流会を支援し、閉じこもり防止を行います。
地域で支え合う仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で支え合う地域づくりを推進します。 ・地域資源を十分活用しながら見守りや社会参加の場づくり等を推進し、地域住民主体の活動を支援します。 <p style="text-align: center;">(主な支援事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業 ・ふれあいサロン活動 ・その他地域住民活動
住民参加型助け合いサービスの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施している活動で、家事支援や軽易な介助、福祉送迎等により高齢者等の日常生活を支援します。
ふれあい支援員の養成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスとして、掃除等を代行するふれあい支援員を養成し、シルバーハウスセンターと協働して活動の場の増進に努めます。
ふれあいサロン活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な取組や、社会福祉協議会が実施している介護予防や仲間づくりを目的としたサロン活動を支援します。

② 高齢者の見守り施策の推進

施策・事業名	施策・事業の内容
高齢者等見守り事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による見守り活動を推進します。 ・社会福祉協議会を中心とした見守り活動を支援します。 ・在宅高齢者等配食サービス事業等による見守りを行います。 ・認知症高齢者等を見守るSOSネットワーク事業を推進し、警察、行政、介護サービス事業所や関係機関と連携し、認知症の人の見守り強化に取り組みます。 ・地域住民が見守りあえる関係づくりとして、みまもりアプリの普及などに取り組みます。
民生児童委員による見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員は、地域住民の身近な相談相手として福祉活動を行い、関係機関と連携して高齢者やその家族の見守りなど必要な援助を行います。

基本目標3 認知症対策の総合的な推進



○展開の方向

・高齢化の進行に伴い、認知症の人の数は今後も増加し続けるものと考えられ、認知症施策の充実は、重要な政策課題となっています。令和5（2023）年には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することとされました。

・認知症の人が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症基本法に基づき、医療や介護などの専門的な支援や認知症バリアフリーの取組を継続し、若年性認知症の人及びその家族の支援等を行うとともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備や人材育成、認知症に関する知識の普及・啓発の推進、地域での対応を進めるための基盤整備など、各種支援施策を総合的に推進します。

・子どもから高齢者を含む地域住民、郵便局やスーパーなど生活を支える各機関の従業者に対しても、啓発活動をさらに進め、認知症について正しく理解していただき、地域全体で認知症の人を見守ることができるようなまちづくりを目指します。さらに、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携により、認知症の人が安心して地域で生活できるサービスの充実を図ります。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
認知症サポーター養成人数	823人	1,500人
認知症あんしんサポート相談窓口など 身近な相談窓口を知っている人の割合	35.8%	43.0%

○具体的に取り組む事業

① 認知症に対する理解の促進

施策・事業名	施策・事業の内容
認知症に関する正しい知識の普及・啓発	・認知症に対する誤解や偏見をなくし、早期発見により医療受診を促進できるように、広報をはじめ様々な機会を活用し、正しい知識の普及・啓発を進めます。
認知症サポーターの養成	・子どもから高齢者を含む地域住民及び郵便局、スーパー等生活を支える場所に関わる人に対し、広く認知症サポーターの養成・ステップアップ講座を行い、地域の見守りの目を深めます。

② 認知症の早期発見・早期対応の体制整備

施策・事業名	施策・事業の内容
相談体制の充実	・地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の活動強化や啓発など、認知症に関する相談窓口の情報発信や充実を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
(相談体制の充実)	・身近に相談できる窓口（認知症あんしんサポート相談窓口、認知症コールセンター等）の周知及び連携に努めます。
早期発見	・地域のサロン等で認知機能の測定を行い、必要に応じて個別相談や啓発を行います。
認知症地域支援推進員の活動の充実	・地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が、認知症の人の希望や思いを受け止め、状態を確認し寄り添いながら、その時々の状態に応じて、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぎ総合的に支援します。
認知症初期集中支援事業の推進	・認知症の人やその家族と早期に専門職がかかわり、早期診断、早期対応が行えるように、認知症初期集中支援チームで支援します。
認知症ケアパスの活用の推進	・認知症と疑われる症状が発生したときや、認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受けられるかを示した認知症ケアパスの活用を広く市民に周知します。
認知症予防事業の推進	・介護予防事業のプログラムに、認知症予防を目的としたプログラムメニュー（例：体を動かしながら単語の発声など同時に二つのことをする脳トレ等）を取り入れ、認知症予防の推進に努めます。

③ 認知症の人や家族への支援の充実

施策・事業名	施策・事業の内容						
認知症カフェの推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人や介護者の交流、また、認知症について不安がある人が、専門職と出会う機会が持てるよう、また相互に情報・意見交換ができるよう認知症カフェの充実に努めます。 <p>【指標】認知症カフェ利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> <th>令和 8 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550 人</td> <td>570 人</td> <td>590 人</td> </tr> </tbody> </table>	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	550 人	570 人	590 人
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度					
550 人	570 人	590 人					
認知症高齢者等 SOS ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者等が安心して外出できるよう、地域の関係機関や団体等と連携して、見守り体制の推進に取り組みます。 行方不明のおそれがある認知症高齢者等の事前登録や、GPS 等端末とみまもりあいシステム利用補助事業を展開し、行方不明高齢者等を早期に発見できるような仕組みづくりに取り組みます。 						
地域密着型サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などのサービスの提供により、住み慣れた地域での生活・介護を推進します。 						
認知症にやさしいまちづくりの推進 (チームオレンジの活動促進)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポートステップアップ講座修了者のうち、認知症の人やその家族への支援を実施する意欲のある団体等をチームオレンジとして任命し、チームオレンジコーディネーター（認知症地域支援推進員）を中心に、地域の支援ニーズとチームオレンジの活動のマッチングを行えるよう、チームオレンジの活動の推進に取り組みます。 						

基本目標4 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

(1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止



○展開の方向

- ・認知症や障がいなどによる差別や偏見を受けることのないよう、高齢者の人権尊重に関する啓発を進めます。
- ・高齢者に対する虐待は、高齢者的心身に深い傷を負わせる重大な人権侵害です。高齢者虐待の発生を予防するためには、高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。「高齢者虐待防止法」を踏まえ、高齢者が家庭や施設等で虐待にあうことのないよう、虐待防止に関する知識の啓発や研修の充実に努め、早期発見や見守り体制の構築など、高齢者虐待防止のための対応の強化を図ります。
- ・高齢者虐待は特定の人や家庭で起こるものではなく、身近な問題ととらえ、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということを認識するとともに、市民に広く理解してもらうよう周知・啓発・支援に取り組みます。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
高齢者虐待について、どこに相談したら良いのか知らない人の割合	23.3%	19.0%

○具体的に取り組む事業

① 高齢者の人権尊重と虐待の防止

施策・事業名	施策・事業の内容						
高齢者虐待の防止に関する啓発の推進	<p>・高齢者虐待や身体拘束の防止について、啓発や相談窓口の周知を行います。 【指標】地域包括支援センター職員、介護保険事業所等に対する高齢者虐待防止に関する研修等の実施回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2回／年</td> <td>2回／年</td> <td>2回／年</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	2回／年	2回／年	2回／年
令和6年度	令和7年度	令和8年度					
2回／年	2回／年	2回／年					
高齢者虐待の対応	・高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者や養護者に対する早期対応、支援などを行う体制として、関係機関との連携や専門職派遣等によるケース会議を開催し、迅速かつ適切に対応します。						
措置制度の活用	・高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度等を活用し、老人ホーム等への入所により養護者からの分離を図ります。						

(2) 権利擁護の推進

○展開の方向

- ・本市でも、一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯の割合が上昇し、核家族化が進んでいます。高齢者が支援や介護を要する状態になっても、ひとりの人間として誇りを持ち、適切なサービスを選択して、自分らしく安心した生活ができるように支援することが重要です。
- ・令和4（2022）年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策を実施します。本市では、令和4（2022）年に設置された「木津川市成年後見支援センター」を中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関が連携し、高齢者の生活や権利、財産を守るため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用につなげるなどの支援を行います。

○具体的な取組により本施策の成果達成状況を評価するための目標値

項目	前期計画（実績）	本計画（目標値）
成年後見制度の名前・制度の内容を知っている割合	16.3%	20.0%

○具体的に取り組む事業

① 権利擁護に関する取組の推進

施策・事業名	施策・事業の内容						
福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者など判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用における契約行為、日常の金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業や成年後見制度についての周知を図ります。 						
高齢者の権利擁護に関する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等において、高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、関係機関との連携を図り適切な支援に結びつけます。 <p>【指標】権利擁護に関する相談対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>240件</td> <td>260件</td> <td>280件</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	240件	260件	280件
令和6年度	令和7年度	令和8年度					
240件	260件	280件					
成年後見制度の利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要であるが申立の困難な人や低所得者に対して、申立に係る費用や成年後見人等の報酬に対する費用を助成します。 						

基本目標5 持続可能な介護保険事業の運営

(1) 介護サービスの質の向上



○展開の方向

- ・高齢者が介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようになるためには、自立につながる適切なケアマネジメントを行い、利用者の状態に応じたサービスの提供がより重要となります。
- ・介護サービスをスムーズに利用できるよう、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、その人が持つ能力を最大限に活かし、自立支援に資する適切なサービスを提供できるよう、介護サービス事業者等に対する指導・助言、生産性向上に向けた支援の充実を図り、適正なケアマネジメントを推進します。

○具体的に取り組む事業

① ケアマネジメントの適正化支援

施策・事業名	施策・事業の内容								
適正なケアマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する各種研修等を実施するとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントについて理解を深め、適正なケアマネジメント活動を推進します。 <p>【指標】ケアマネジメント研修の開催数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> <tr> <td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> </table>			令和6年度	令和7年度	令和8年度	1回	1回	1回
令和6年度	令和7年度	令和8年度							
1回	1回	1回							
介護保険サービス事業者の適正運営に向けた指導等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所等に集団指導及び運営指導を行い、指定基準・運営基準などの遵守、サービスの質の向上を図ります。 								

② 介護人材の確保と介護現場の生産性向上の取組

施策・事業名	施策・事業の内容
人材の確保及び介護職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所や京都府との連携を図りながら、就職フェアの実施など、介護職員人材確保の支援を行います。また、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組が促進されるよう支援します。
介護現場の生産性向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国や京都府の補助金等を利用しながら、ＩＣＴ機器を活用した設備整備を支援し、介護職員の負担軽減及び介護現場の生産性向上を図ります。また、電子申請届出システムを活用し、介護事業所の負担軽減（文書量の削減等）を図ります。

(2) 介護給付の適正化に向けた取組の推進

○展開の方向

- ・介護給付の適正化を図るために、要支援・要介護の適正な認定と、その人が真に必要とする過不足のない介護サービスプランに基づき、事業者がそのサービスを適切に提供することが必要です。介護サービスを適切に提供し、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を推進します。
- ・限られた資源を効率的・効果的に活用し、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、認定審査の体制の強化をはじめ、必要な給付を適切に提供するため介護給付の適正化事業のより一層の推進を図ります。

○具体的に取り組む事業

① 介護給付適正化の推進

施策・事業名	施策・事業の内容						
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査員や認定審査会委員に対する研修を行い、適切な要介護等認定を実施します。 公正・公平な認定調査を実施するとともに、認定調査票及び介護認定審査会資料の点検を行います。 						
ケアプラン等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検担当者のスキルアップに努めるとともに、介護支援専門員とともにケアプランの確認検証をしながら、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組の支援を行います。 <p>【指標】ケアプラン点検件数</p> <table border="1"> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> <tr> <td>8件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	8件	8件	8件
令和6年度	令和7年度	令和8年度					
8件	8件	8件					
医療情報との突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会に委託し、医療情報との突合及び縦覧点検を行います。 						

第5章 介護保険事業・地域支援事業の推進

1 介護サービス量等の見込みの手順

介護サービス見込量の推計やそれに基づく保険料の算定にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用い、以下の手順により行います。

被保険者数、認定者数の推計

→P64~65 参照

①第1号被保険者数の推計

住民基本台帳の実績を用いたコーホート変化率法により性別、年齢別の将来人口を推計

②要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定実績から、被保険者数推計をもとに将来の性別、年齢別認定者数を推計

サービス別利用者数、利用回数等の推計

→P66~68 参照

①施設・居住系サービス利用者数の推計

要支援・要介護認定者の推計人数、施設・居住系サービス(介護保険3施設+地域密着型施設サービス+居住系サービス)の利用実績と整備方針を踏まえ、サービス利用者数を推計

②居宅介護サービスの利用者数の推計

居宅介護サービスの給付実績や地域密着型サービスの整備計画を踏まえ、サービス利用者数及び利用見込量を推計

介護保険事業費の見込み

→P71~74 参照

総給付費(サービス別・要介護度別一人あたり給付額×居宅介護サービス、施設・居住系サービス利用者数推計)、特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、算定対象審査支払手数料より標準給付費見込額を算出

第1号被保険者保険料の設定

→P78 参照

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者負担割合を掛けて第1号被保険者負担分相当額を求め、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出

2 介護保険事業対象者数等の推計

(1) 将来人口の推計

介護保険事業量の見込みのため、基礎となる将来の高齢者等人口の推計を行いました。

推計の結果、本市における総人口は、本計画期間の最終年である令和8（2026）年で79,685人、また、令和12（2030）年には、79,430人、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年には76,344人と推計されます。高齢者人口は増加を続け、令和5（2023）年9月末現在で20,062人、高齢化率は25.1%ですが、令和12（2030）年には21,627人、高齢化率は27.2%、令和22（2040）年には25,253人、高齢化率は33.1%と推計されます。

◆人口の推計（市全体）

項目	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
			令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)
総人口（人）		79,826	79,546	79,640	79,685	79,430	76,344
15歳未満（人）		12,476	12,250	12,016	11,825	10,947	9,339
15～64歳（人）		47,288	46,928	47,010	47,080	46,856	41,752
65歳以上（人）		20,062	20,368	20,614	20,780	21,627	25,253
前期高齢者 （65～74歳）（人）		9,496	9,024	8,722	8,420	8,325	11,865
後期高齢者 （75歳以上）（人）		10,566	11,344	11,892	12,360	13,302	13,388
高齢化率		25.1%	25.6%	25.9%	26.1%	27.2%	33.1%

資料：令和5年は住民基本台帳・人口集計表（各年9月末現在）

令和6年以降は、令和元年から令和5年の住民基本台帳、性・年齢1歳階級別人口（9月末現在）を基に、コーホート変化率法により推計

※「コーホート変化率法」とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

【参考】日常生活圏域別高齢者人口の推計

日常生活圏域別の高齢者人口は、令和8（2026）年には木津東圏域が5,189人、木津西圏域が7,444人、加茂圏域が5,480人、山城圏域が2,667人と推計されます。

令和5（2023）年の高齢化率は、加茂圏域が44.1%で最も高く、山城圏域が35.0%、木津西圏域が27.9%、木津東圏域が13.9%となっています。また、令和12（2030）年には加茂圏域が46.7%、山城圏域が37.2%、木津西圏域が33.9%、木津東圏域が15.4%となり、さらに、令和22（2040）年にはそれぞれ51.6%、44.8%、44.4%、21.9%へと上昇することが見込まれます。

◆人口推計（木津東圏域）

項目	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口（人）		34,402	34,561	35,126	35,666	37,607	41,200
15歳未満（人）		7,836	7,791	7,730	7,712	7,423	6,870
15～64歳（人）		21,768	21,838	22,325	22,765	24,394	25,318
65歳以上（人）		4,798	4,932	5,071	5,189	5,790	9,012
前期高齢者 (65～74歳)（人）		2,233	2,188	2,154	2,110	2,330	5,020
後期高齢者 (75歳以上)（人）		2,565	2,744	2,917	3,079	3,460	3,992
高齢化率		13.9%	14.3%	14.4%	14.5%	15.4%	21.9%

◆人口推計（木津西圏域）

項目	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口（人）		25,000	24,872	24,716	24,547	23,764	21,037
15歳未満（人）		2,898	2,804	2,719	2,626	2,321	1,696
15～64歳（人）		15,127	14,924	14,684	14,477	13,384	10,000
65歳以上（人）		6,975	7,144	7,313	7,444	8,059	9,341
前期高齢者 (65～74歳)（人）		3,414	3,318	3,311	3,280	3,517	4,194
後期高齢者 (75歳以上)（人）		3,561	3,826	4,002	4,164	4,542	5,147
高齢化率		27.9%	28.7%	29.6%	30.3%	33.9%	44.4%

◆人口推計（加茂圏域）

項目	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口（人）		12,584	12,398	12,206	12,002	11,126	8,561
15歳未満（人）		928	896	867	820	687	418
15～64歳（人）		6,111	5,955	5,803	5,702	5,238	3,727
65歳以上（人）		5,545	5,547	5,536	5,480	5,201	4,416
前期高齢者 (65～74歳)（人）		2,680	2,430	2,248	2,073	1,581	1,559
後期高齢者 (75歳以上)（人）		2,865	3,117	3,288	3,407	3,620	2,857
高齢化率		44.1%	44.7%	45.4%	45.7%	46.7%	51.6%

◆人口推計（山城圏域）

項目	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
総人口（人）		7,840	7,715	7,592	7,470	6,933	5,546
15歳未満（人）		814	759	700	667	516	355
15～64歳（人）		4,282	4,211	4,198	4,136	3,840	2,707
65歳以上（人）		2,744	2,745	2,694	2,667	2,577	2,484
前期高齢者 (65～74歳)（人）		1,169	1,088	1,009	957	897	1,092
後期高齢者 (75歳以上)（人）		1,575	1,657	1,685	1,710	1,680	1,392
高齢化率		35.0%	35.6%	35.5%	35.7%	37.2%	44.8%

※各圏域別の人口は、コーホート変化率法を参考とした市独自推計。

(2) 被保険者数等の推計

介護保険被保険者数の推計については、第1号被保険者数は今後も増加を続け、令和8(2026)年には20,780人、令和12(2030)年には21,627人、令和22(2040)年には25,253人と推計されます。第1号被保険者のうち、65~74歳の前期高齢者は令和4(2022)年以降減少傾向にありますが、再び増加に転じ、令和22(2040)年には11,865人と推計されます。一方、75歳以上の後期高齢者は増加の一途をたどり、令和8(2026)年は12,360人(第1号被保険者数の59.5%)、令和12(2030)年は13,302人(同61.5%)、令和22(2040)年には13,388人(同53.0%)と推計されます。

また、第2号被保険者数は、令和8(2026)年に28,005人、令和12(2030)年に28,299人と増加を続けたあと減少に転じ、令和22(2040)年には23,745人と推計されます。

◆被保険者数の推計

(単位：人)

性・年齢区分	年度	実績	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
男性	第1号被保険者	8,999	9,144	9,252	9,320	9,599	11,323
	65~69歳	1,931	1,990	1,976	1,964	1,989	3,348
	70~74歳	2,469	2,191	2,068	1,944	1,902	2,380
	75~79歳	2,165	2,329	2,456	2,541	1,895	1,765
	80~84歳	1,435	1,581	1,582	1,572	2,076	1,472
	85~89歳	674	691	772	847	1,128	1,126
	90歳以上	325	362	398	452	609	1,232
	第2号被保険者	13,189	13,337	13,481	13,625	13,783	11,281
	総数	22,188	22,481	22,733	22,945	23,382	22,604
女性	第1号被保険者	11,063	11,224	11,362	11,460	12,028	13,930
	65~69歳	2,200	2,182	2,139	2,100	2,302	3,470
	70~74歳	2,896	2,661	2,539	2,412	2,132	2,667
	75~79歳	2,394	2,641	2,838	3,030	2,426	2,194
	80~84歳	1,602	1,770	1,821	1,810	2,611	1,870
	85~89歳	1,065	1,060	1,111	1,171	1,559	1,894
	90歳以上	906	910	914	937	998	1,835
	第2号被保険者	13,904	14,094	14,214	14,380	14,516	12,464
	総数	24,967	25,318	25,576	25,840	26,544	26,394
計	第1号被保険者	20,062	20,368	20,614	20,780	21,627	25,253
	65~69歳	4,131	4,172	4,115	4,064	4,291	6,818
	70~74歳	5,365	4,852	4,607	4,356	4,034	5,047
	75~79歳	4,559	4,970	5,294	5,571	4,321	3,959
	80~84歳	3,037	3,351	3,403	3,382	4,687	3,342
	85~89歳	1,739	1,751	1,883	2,018	2,687	3,020
	90歳以上	1,231	1,272	1,312	1,389	1,607	3,067
	第2号被保険者	27,093	27,431	27,695	28,005	28,299	23,745
	総数	47,155	47,799	48,309	48,785	49,926	48,998

◆要介護認定者数の推計

(単位：人)

要介護度	年度 実績 令和5年 (2023)	第9期計画期間推計			将来推計	
		令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
合 計	3,572	3,700	3,854	4,014	4,663	5,607
要支援1	475	505	527	550	632	677
要支援2	553	577	608	632	734	787
要介護1	634	618	634	659	766	897
要介護2	666	693	728	757	885	1,073
要介護3	536	562	579	608	708	951
要介護4	450	480	505	524	611	812
要介護5	258	265	273	284	327	410

資料：第1号被保険者数の推計を基に「見える化」システムを用いた推計値

3 サービス利用量の見込み

◆介護保険サービス

(一月あたり)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1) 居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	15,431	16,599	18,714	19,652	20,598	21,755	24,233
	人数(人)	494	525	571	591	616	648	738
訪問入浴介護	回数(回)	97	97	116	124	128	136	148
	人数(人)	18	23	28	30	31	33	36
訪問看護	回数(回)	3,865	4,141	4,488	4,660	4,859	5,115	5,786
	人数(人)	393	422	444	460	480	505	573
訪問リハビリテーション	回数(回)	506	554	613	623	659	683	768
	人数(人)	39	45	43	44	46	48	54
居宅療養管理指導	人数(人)	398	443	510	533	556	585	660
通所介護	回数(回)	7,197	7,098	7,327	7,529	7,837	8,228	9,471
	人数(人)	729	749	778	797	829	870	1,004
通所リハビリテーション	回数(回)	1,099	1,047	1,202	1,226	1,279	1,339	1,550
	人数(人)	148	147	162	165	172	180	209
短期入所生活介護	日数(日)	1,679	1,636	1,586	1,665	1,750	1,851	2,063
	人数(人)	157	156	163	170	178	188	212
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	58	69	188	187	195	201	235
	人数(人)	7	8	24	24	25	26	30
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	1,024	1,064	1,124	1,166	1,215	1,278	1,459
特定福祉用具購入費	人数(人)	18	16	16	16	16	17	19
住宅改修	人数(人)	14	13	14	16	16	16	15
特定施設入居者生活介護	人数(人)	82	83	83	86	88	91	108
								138

資料：「見える化」システム総括表推計値サマリー

(一月あたり)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 12年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	13	12	8	12	12	12	14
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	2	2	2	2
地域密着型通所介護	回数(回)	897	818	942	972	1,004	1,073	1,210
	人数(人)	83	85	96	99	102	109	123
認知症対応型通所介護	回数(回)	157	159	249	263	263	263	309
	人数(人)	13	15	17	18	18	18	22
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	67	69	73	77	79	83	94
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	87	84	84	87	90	93	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	273	284	306	306	306	306	396
介護老人保健施設	人数(人)	174	157	142	142	142	142	184
介護医療院	人数(人)	25	20	19	19	19	19	25
介護療養型医療施設	人数(人)	0	0	0				
4) 居宅介護支援	人数(人)	1,442	1,477	1,561	1,605	1,669	1,752	2,015
								2,530

資料：「見える化」システム総括表推計値サマリー

◆介護予防サービス

(一月あたり)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴 介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	578	568	648	670	709	740	881
	人数(人)	69	71	83	86	91	95	113
介護予防訪問リハ ビリテーション	回数(回)	91	81	96	96	106	106	123
	人数(人)	8	6	7	7	8	8	9
介護予防居宅療養 管理指導	人数(人)	27	25	27	28	30	30	36
介護予防通所リハ ビリテーション	人数(人)	81	86	85	88	94	97	115
介護予防短期入所 生活介護	日数(日)	7	5	1	4	4	4	8
	人数(人)	2	1	1	1	1	1	2
介護予防短期入所 療養介護（老健）	日数(日)	0	1	0	1	1	1	2
	人数(人)	0	0	0	1	1	1	2
介護予防短期入所療 養介護（病院等）	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護（介護医療院）	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具 貸与	人数(人)	230	230	243	252	265	275	328
特定介護予防 福祉用具購入費	人数(人)	6	6	5	5	5	5	6
介護予防住宅改修	人数(人)	10	10	11	11	12	13	15
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数(人)	10	6	11	12	12	12	15
2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症 対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数(人)	2	2	4	8	8	8	9
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
3) 介護予防支援	人数(人)	339	338	354	368	388	401	478
								520

資料：「見える化」システム総括表推計値サマリー

第9期計画期間においては、現状整備されている介護保険サービス事業所及び介護予防・生活支援（総合事業）サービス事業所でのサービス提供を見込みながら、ニーズの変化に柔軟に対応します。

◆施設・居住系サービスの整備状況（令和5年9月末現在）

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数：5、定員計：300人
介護老人保健施設	施設数：1、定員計：66人
認知症対応型共同生活介護	施設数：6（10ユニット）、定員計：90人
特定施設（有料老人ホーム）	施設数：3、定員計：435人

※本計画期間において施設整備は予定していません

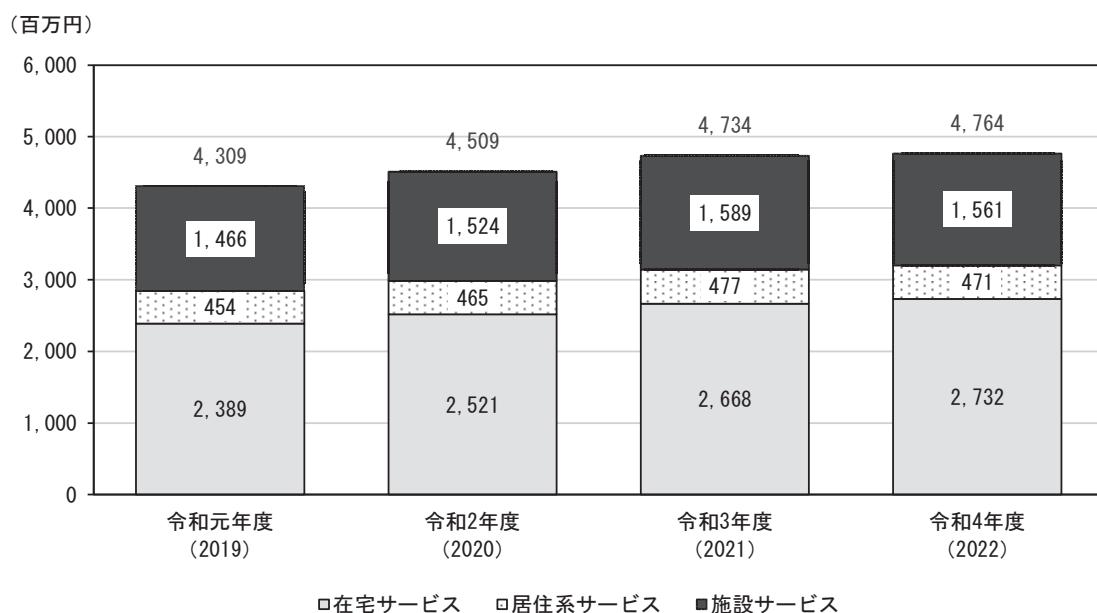
【参考】その他のサービス（令和5年9月末現在）

有料老人ホーム	施設数：4、定員計：135人
サービス付き高齢者向け住宅	施設数：4、定員計：119人
ケアハウス	施設数：2、定員計：50人

4 保険給付費の見込み

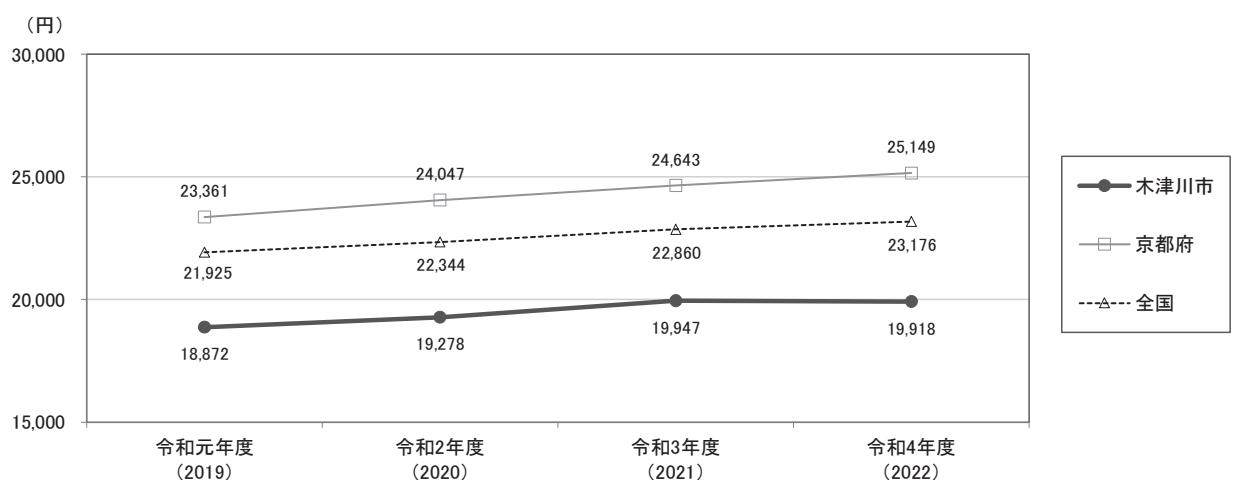
(1) 介護保険サービスの利用状況

◆各サービスの給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

◆第1号被保険者1人1月あたり給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年度以降は月報）
給付月額を第1号被保険者数で除して算出

(2) 総給付費

◆介護保険給付費

(単位：千円)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1) 居宅サービス								
訪問介護	500,474	550,365	625,317	665,237	697,876	736,952	821,716	1,058,581
訪問入浴介護	14,759	14,385	16,813	18,210	18,917	20,078	21,765	27,032
訪問看護	197,465	211,984	227,851	240,506	251,212	264,534	298,253	377,846
訪問リハビリテーション	17,413	19,229	20,753	21,386	22,643	23,500	26,457	33,838
居宅療養管理指導	57,913	66,560	78,609	83,446	87,200	91,790	103,331	132,755
通所介護	705,228	692,971	719,737	753,646	786,938	827,100	946,723	1,199,773
通所リハビリテーション	109,517	103,528	120,783	125,551	131,659	137,860	158,358	199,202
短期入所生活介護	184,969	178,451	177,071	188,801	198,888	210,393	233,950	303,604
短期入所療養介護（老健）	7,119	7,887	21,609	21,907	22,820	23,698	27,361	34,918
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	159,293	169,112	182,411	190,918	199,376	210,325	237,085	303,572
特定福祉用具購入費	6,751	5,823	6,478	6,478	6,478	6,890	7,664	10,994
住宅改修	13,890	13,122	11,946	13,713	13,713	13,713	12,995	16,550
特定施設入居者生活介護	185,315	190,536	196,975	207,310	212,330	219,385	260,423	334,868
2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25,936	22,753	15,079	23,130	23,160	23,160	25,701	32,645
夜間対応型訪問介護	0	990	0	4,745	4,751	4,751	4,751	4,751
地域密着型通所介護	101,432	92,668	108,861	114,437	118,471	126,727	141,945	182,701
認知症対応型通所介護	19,405	20,234	33,056	35,573	35,618	35,618	41,427	60,283
小規模多機能型居宅介護	177,836	189,188	215,727	232,385	238,812	250,565	281,680	362,465
認知症対応型共同生活介護	282,135	274,578	285,128	299,725	310,403	320,702	372,174	486,472
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	883,105	927,714	1,012,564	1,026,858	1,028,157	1,028,157	1,329,560	1,739,033
介護老人保健施設	596,000	545,294	517,219	524,520	525,184	525,184	680,465	887,435
介護医療院	109,525	88,249	83,663	84,844	84,951	84,951	111,721	138,667
介護療養型医療施設	0	192	0					
4) 居宅介護支援	252,234	258,166	272,650	285,125	297,107	312,070	357,498	451,254
合計	4,607,714	4,643,977	4,950,299	5,168,451	5,316,664	5,498,103	6,503,003	8,379,239

資料：「見える化」システム総括表推計値サマリー

◆予防給付費

(単位：千円)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21,795	21,570	25,364	26,584	28,173	29,383	35,001	37,854
介護予防訪問リハビリテーション	3,142	2,723	3,204	3,249	3,572	3,572	4,146	5,039
介護予防居宅療養管理指導	3,719	2,922	3,506	3,688	3,956	3,956	4,748	5,143
介護予防通所リハビリテーション	34,712	35,430	38,293	39,963	42,770	44,148	52,417	57,093
介護予防短期入所生活介護	593	371	135	381	381	381	763	763
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	144	0	130	131	131	261	261
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	18,433	17,178	17,405	18,037	18,971	19,686	23,486	25,568
特定介護予防福祉用具購入費	1,604	1,777	1,672	1,672	1,672	1,672	1,984	2,352
介護予防住宅改修	11,835	10,591	12,649	12,649	13,757	14,931	17,213	18,387
介護予防特定施設入居者生活 介護	9,302	5,544	8,871	9,738	9,751	9,751	12,396	13,139
2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,756	2,170	4,337	8,797	8,808	8,808	9,909	9,909
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
3) 介護予防支援	19,191	19,191	20,397	21,500	22,698	23,458	27,964	30,423
合計	126,083	119,611	135,834	146,388	154,640	159,877	190,288	205,931

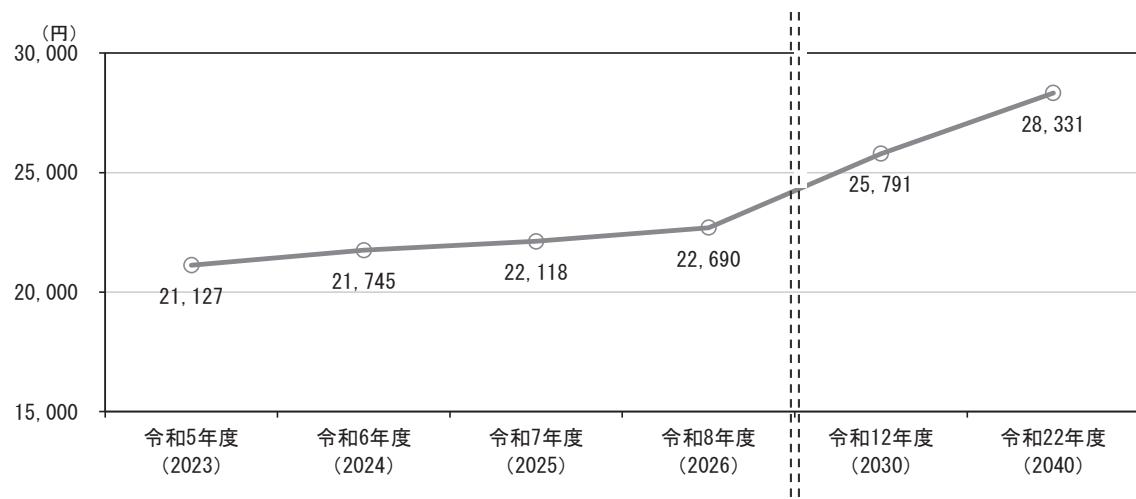
資料：「見える化」システム総括表推計値サマリー

◆総給付費

(単位：千円)

	実績			実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付費	4,607,714	4,643,977	4,950,299	5,168,451	5,316,664	5,498,103	6,503,003	8,379,239	
予防給付費	126,083	119,611	135,834	146,388	154,640	159,877	190,288	205,931	
総給付費 (A)	4,733,797	4,763,589	5,086,132	5,314,839	5,471,304	5,657,980	6,693,291	8,585,170	

◆第1号被保険者1人1月あたり給付費の推計



資料：給付費は「見える化」システム将来推計
被保険者数は住民基本台帳人口に基づく推計値
総給付費を第1号被保険者数推計値で除して算出

(3) 標準給付費

(単位：千円)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
総給付費 (A)	4,733,797	4,763,589	5,086,132	5,314,839	5,471,304	5,657,980	6,693,291	8,585,170
特定入所者介護サービス 費等給付額 (B)	116,700	97,520	99,953	125,775	130,701	135,738	157,486	188,450
高額介護サービス費等給 付額 (C)	126,975	123,939	139,668	137,152	142,553	148,048	171,353	205,043
高額医療合算介護サービ ス費等給付額 (D)	19,938	17,928	20,667	21,434	22,310	23,220	26,906	32,196
算定対象審査支払手数料 (E)	5,290	5,483	5,832	5,686	5,919	6,160	7,138	8,542
標準給付費見込額 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	5,002,700	5,008,459	5,352,252	5,604,887	5,772,787	5,971,147	7,056,174	9,019,402

※ワークシート上の計算で千円未満を四捨五入

(4) 地域支援事業費

(単位：千円)

	実績		実績見込	第9期計画期間推計			将来推計	
	令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護予防・日常生活支援総合 事業	118,125	114,556	127,440	139,394	144,726	150,285	154,521	154,895
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業	88,999	109,613	109,463	101,080	112,475	113,381	118,002	137,786
包括的支援事業 (社会保障充実分)	22,686	37,102	38,123	40,733	40,882	41,530	41,530	41,530
地域支援事業費	229,809	261,271	275,026	281,207	298,083	305,196	314,053	334,212

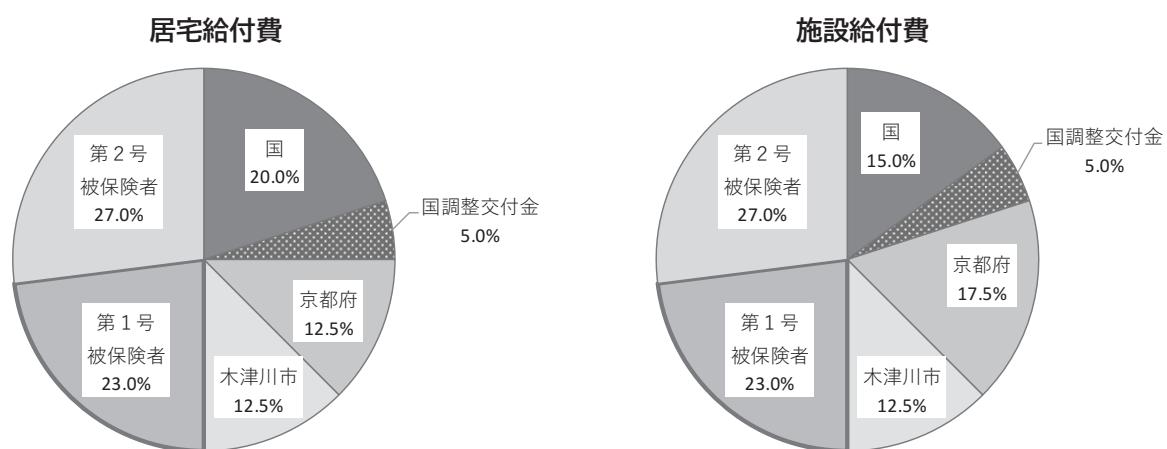
5 保険給付の財源

(1) 保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・府・本市の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の人）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の人から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、地域支援事業のうち包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

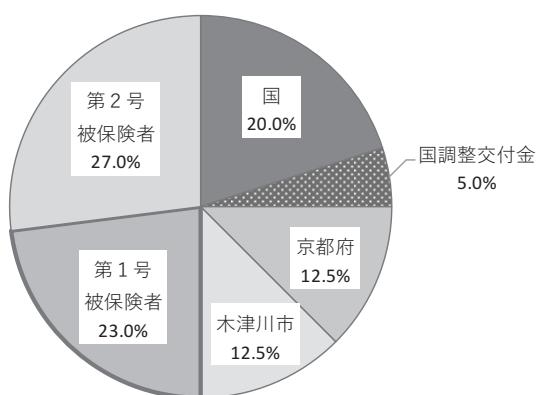
第1・2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1・2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定され、第9期の負担割合は、第8期と同様に以下のとおりとなります。

◆介護保険の財源構成（居宅及び施設給付費）

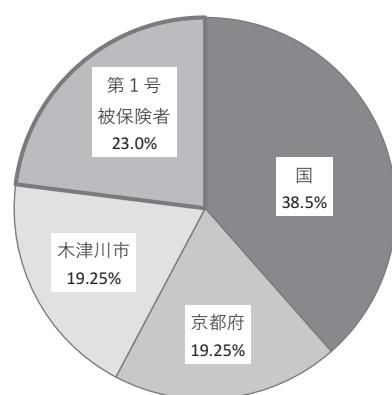


◆地域支援事業費の財源構成

介護予防事業・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



(2) 調整交付金

標準給付費における国の負担割合のうち5%（全国平均）が調整交付金として支出されます。調整交付金は全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、第1号被保険者における年齢区分別（65～74歳、75～84歳、85歳以上）加入割合や所得段階別人数割合によって国からの調整交付金が増減します。

年齢の高い区分の高齢者の加入割合が全国平均よりも高い場合は、より多くの保険給付を見込む必要があり保険料の増加につながるため、これを軽減する目的で調整交付金が多く交付されます。また、所得段階別の人数割合を全国平均と比較し、所得段階が高い人の割合が高ければ保険料の負担能力も高いと考えられるため、調整交付金は少なくなります。

本市では、所得段階が高い人の人數割合が全国平均より高いため、交付実績は5%を下回っています。

(3) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金を設けて本計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。

第9期の介護保険料を決定するにあたり、介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

(4) 財政安定化基金

保険給付が計画を上回る場合や社会状況の変化による保険料収入の低下により、保険者が資金不足に陥った場合に備え、国・府・保険者が3分の1ずつ拠出した財政安定化基金が府に設けられています。府は拠出金を原資に基金へ積み立て、保険者が資金不足に陥った場合、保険給付に必要な資金を基金から貸し付けます。貸付を受けた保険者は、次の計画期間に返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に借入金を返済することになります。

本市では適切に保険給付費を見込み安定的な介護保険制度運営をはかけており、第8期計画期間において資金不足は生じていないことから、借入は行っておりません。また、第9期計画期間においても、借入を行わない予定です。

【参考】令和3年度介護保険特別会計の歳入と歳出

歳入	千円	構成比	歳出	千円	構成比
保険料	1,400,399	25.4%	総務費	49,675	0.9%
介護保険料	1,400,399	25.4%	総務管理費	25,422	0.5%
使用料及び手数料	97	0.0%	徴収費	699	0.0%
手数料	97	0.0%	介護認定審査会費	21,134	0.4%
国庫支出金	1,076,598	19.6%	趣旨普及費	2,094	0.0%
国庫負担金	953,033	17.3%	計画策定委員会費	326	0.0%
国庫補助金	123,565	2.3%	保険給付費	5,002,665	93.6%
支払基金交付金	1,394,600	25.3%	介護サービス等諸費	4,607,361	86.2%
支払基金交付金	1,394,600	25.3%	介護予防サービス等諸費	126,402	2.3%
府支出金	766,684	13.9%	その他諸費	5,290	0.1%
府負担金	727,011	13.2%	高額介護サービス等諸費	126,975	2.4%
府補助金	39,673	0.7%	高額医療合算介護サービス等費	19,938	0.4%
財産収入	10	0.0%	特定入所者介護サービス等費	116,699	2.2%
財産運用収入	10	0.0%	地域支援事業費	229,574	4.3%
寄付金	0	0.0%	包括的支援事業・任意事業費	111,684	2.1%
寄付金	0	0.0%	介護予防・生活支援サービス事業費	92,161	1.7%
繰入金	772,742	14.0%	一般介護予防事業費	25,336	0.5%
一般会計繰入金	772,742	14.0%	その他諸費	393	0.0%
基金繰入金	0	0	基金積立金	9,010	0.2%
繰越金	94,599	1.7%	基金積立金	9,010	0.2%
繰越金	94,599	1.7%	公債費	0	0.0%
諸収入	2,985	0.1%	公債費	0	0.0%
延滞金、加算金及び過料	17	0.0%	諸支出金	54,966	1.0%
雑入	2,968	0.1%	償還金及び還付加算金	42,247	0.8%
計	5,508,714	100.0%	操出金	12,719	0.2%
			予備費	0	0.0%
			予備費	0	0.0%
			計	5,345,890	100.0%

【参考】令和4年度介護保険特別会計の歳入と歳出

歳入	千円	構成比	歳出	千円	構成比
保険料	1,413,229	25.4%	総務費	53,046	0.9%
介護保険料	1,413,229	25.4%	総務管理費	25,665	0.5%
使用料及び手数料	74	0.0%	徴収費	697	0.0%
手数料	74	0.0%	介護認定審査会費	20,909	0.4%
国庫支出金	1,148,826	19.6%	趣旨普及費	2,282	0.0%
国庫負担金	999,719	17.3%	計画策定委員会費	3,493	0.0%
国庫補助金	149,107	2.3%	保険給付費	5,008,446	93.6%
支払基金交付金	1,382,298	25.3%	介護サービス等諸費	4,643,824	86.2%
支払基金交付金	1,382,298	25.3%	介護予防サービス等諸費	119,754	2.3%
府支出金	771,527	13.9%	その他諸費	5,482	0.1%
府負担金	729,000	13.2%	高額介護サービス等諸費	123,938	2.4%
府補助金	42,527	0.7%	高額医療合算介護サービス等費	17,928	0.4%
財産収入	4	0.0%	特定入所者介護サービス等費	97,520	2.2%
財産運用収入	4	0.0%	地域支援事業費	238,934	4.3%
寄付金	0	0.0%	包括的支援事業・任意事業費	124,378	2.1%
寄付金	0	0.0%	介護予防・生活支援サービス事業費	85,987	1.7%
繰入金	759,454	14.0%	一般介護予防事業費	28,192	0.5%
一般会計繰入金	759,454	14.0%	その他諸費	376	0.0%
基金繰入金	0	0.0%	基金積立金	4	0.2%
繰越金	162,824	1.7%	基金積立金	4	0.2%
繰越金	162,824	1.7%	公債費	0	0.0%
諸収入	3,357	0.1%	公債費	0	0.0%
延滞金、加算金及び過料	19	0.0%	諸支出金	104,396	1.0%
雑入	3,338	0.1%	償還金及び還付加算金	82,541	0.8%
計	5,641,593	100.0%	操出金	21,855	0.2%
			予備費	0	0.0%
			予備費	0	0.0%
			計	5,404,825	100.0%

6 第9期介護保険料の設定

(1) 保険料の算定方法

第9期保険料基準額の算定は以下のとおりです。

第9期計画期間中の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合(5%)による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、府の財政安定化基金への償還金(E)を加えた額から、基金取崩の額(F)を差し引いた額が、保険料収納必要額(H)となります。この保険料収納必要額(H)を予定保険料収納率(I)及び被保険者数(J)で除したものが、第1号被保険者の基準額(K)となります。

項目	金額(円)
標準給付費+地域支援事業費計 (A)	18,233,306,190
第1号被保険者負担分相当額 (B) = (A) × 23%	4,193,660,424
調整交付金相当額 (C)	889,161,283
調整交付金見込額 (D)	146,003,000
財政安定化基金償還金 (E) ※1	0
介護給付費準備基金取崩額 (F)	399,900,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)	42,558,000
保険料収納必要額 (H) = (B) + (C) - (D) + (E) - (F) - (G)	4,494,360,707

項目	数値
保険料収納必要額 (H)	4,494,360,707 円
予定保険料収納率 (I)	98%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J) ※2	65,892 人
第1号被保険者の介護保険料基準額 (K) = (H) ÷ (I) ÷ (J)	69,600 円 月額 5,800 円

※1 本市は財政安定化基金からの借入を行っていないため、償還金（基金への返済）はありません。

※2 第1号被保険者保険料に不足が生じないよう、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計（=所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準額を算定します。
なお、数値は3年間の合計値です。

(2) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期の保険料段階設定は、国が示す標準所得段階とし、次のように見直しを行います。



第8期計画期間			第9期計画期間				
所得段階	対象者		保険料率	所得段階	対象者		保険料率
第1段階	世帯非課税 本人が住民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.30 (0.45)	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.50 (0.65)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.70		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690)	
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	
第2段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円以下の人	1.15	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.20	
		合計所得金額が125万円超200万円未満の人	1.30		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	
		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.55		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	
		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	
		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.85		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	
		合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	2.00		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	
		合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.15		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	
		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.30		合計所得金額が720万円以上の人	2.40	
		合計所得金額が1,000万円以上の人	2.35				

※括弧内は、公費による負担軽減前の値

第9期計画期間				
所得段階	対象者		保険料率	年額保険料(円)
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	19,900 (31,700)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	33,800 (47,700)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690)	47,700 (48,100)
第4段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	62,700
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	【基準額】 69,600 (月額5,800)
第6段階	本人が住民税課税 世帯課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.20	83,600
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	90,500
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	104,400
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	118,400
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	132,300
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	146,200
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	160,100
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	2.40	167,100

※第1段階から第3段階までは、公費負担により低所得者の保険料負担を軽減しています。

括弧内は、公費による負担軽減前の値です。

負担軽減に要する財源は、国1/2、京都府1/4、市1/4の負担において行います。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

本計画の取組が高齢者の生活を支えるものとなるよう、計画の趣旨や内容が市民に十分に理解されるよう努めるとともに、高齢者福祉事業・介護保険制度について、広報紙や市ホームページ、パンフレット等の様々な媒体を用いて情報の提供や制度の周知・啓発を進めます。

2 関係機関・地域との連携

誰もが高齢期をいきいきと健康で、生きがいを持ち、安心して幸せに生活できるように、地域での健康づくりの取組や世代間交流、ボランティアによる支え合いや助け合い、災害時や日常生活での安否確認、虐待や孤立死の防止、認知症の人の見守りなど、高齢社会の中で、地域の住民や団体との協働の取組がますます重要になってきます。

また、地域での福祉ニーズは、その家庭の状況により、複雑・多様化しています。経済的な支援をはじめ、高齢者及び他の世帯員の支援が必要なケース、健康・福祉・医療・就労等様々な分野での支援が必要なケース、専門的な取組が必要なケース等に対し、関係各課、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域のボランティア、N P O 法人などの地域の活動主体との連携を強化し、重層的な支援体制のネットワークの構築を図ります。

3 計画の進行管理と点検

「PDCA サイクル」に基づき本計画を円滑に推進していくため、掲げた事業や目標の進捗状況を把握・点検するとともに、適切な評価や新たな課題への対応を推進していくことが求められます。

定期的に本計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、介護保険事業計画等策定委員会に報告し、適正な事業の運営と計画の推進に努めます。

4 施策の体系とアウトカム



【施策実施により期待される成果】



資料編

1 木津川市介護保険事業計画等策定委員会条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 6 号

木津川市介護保険事業計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に当たり、住民の意見を十分反映させるとともに関係機関、関係団体との連携を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、木津川市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関する事項。
- (2) 老人福祉計画の策定に関する事項。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、これらの計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 議会議員の代表者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) 行政機関の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、介護者の代表等市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から 3 年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長 2 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として市長に委嘱されているものは、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

2 木津川市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	職名等	氏名	備考
学識経験者	京都西山短期大学客員教授	◎ 安藤 和彦	
	関西医科大学看護学部地域看護学領域	光井 朱美	
	京都山城総合医療センター	岩本 一秀	
議会議員の代表者	木津川市議会厚生常任委員会委員長	長岡 一夫	～R3.5.17
		谷口 雄一	R3.5.18 ～R5.4.15
		山本 和延	R5.5.15～
各種関係団体の代表者	木津川市社会福祉協議会会长	○ 福井 博敏	～R3.6.20
		○ 馬 泰子	R3.6.21～
	木津西部民生児童委員協議会会长	久保 恭子	～R4.11.30
		鶴田 美幸	R4.12.1～
	木津東部民生児童委員協議会会长	井上 道治	
	加茂民生児童委員協議会会长	行衛 満	～R4.11.30
		石塚 修二	R4.12.1～
	山城民生児童委員協議会会长	一庵 義彦	～R4.11.30
		辰巳 潤	R4.12.1～
	木津川市老人クラブ連合会会长	○ 中島 英一	～R4.3.31
		○ 兎本 久和	R4.4.1～
	相楽医師会代表	小石 逸人	
	山城歯科医師会代表	内藤 邦夫	
	特別養護老人ホーム ゆりのき	北村 庄司	～R3.6.9
		木下 幸司	R3.6.10～
介護者の代表者等	特別養護老人ホーム きはだの郷	大前 貴資	
	涌出ぬくもりの里	木原 瞳子	～R4.8.31
		泉 龍志	R4.9.1～
	在宅介護者代表	村田 順子	
	認知症の人と家族の会	入江 範子	
行政機関の代表者	加茂の里 居宅介護支援事業所	島本 結子	
	ケアマネジメント真心	山川 淳	
行政機関の代表者	ろっぽのみみ	新井 真代	
	京都府山城南保健所企画調整課長	金沢 享美	～R5.3.31
		金森 正明	R5.4.1～

◎会長 ○副会長

(令和3年4月1日から令和6年3月31日)

3 計画の策定経過

日 程	項 目	内 容 等
令和4年 2月3日	令和3年度第1回策定委員会	1. 第9次・第8期計画の具体的な取組の進捗状況について
7月5日	令和4年度第1回策定委員会	1. 第9次・第8期計画の進捗状況について 2. 介護保険事業計画の「取組と目標に対する自己評価シート」について 3. 次期計画の予定について
10月24日	令和4年度第2回策定委員会	1. 高齢者実態調査の実施について
12月2日 ～ 12月23日	高齢者実態調査の実施①	1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2. 在宅介護実態調査
令和5年 2月3日 ～ 2月17日	高齢者実態調査の実施②	1. 介護人材実態調査 2. 居所変更実態調査 3. 在宅生活改善調査 4. 介護サービス事業所調査 5. 介護支援専門員調査
7月18日	諮問	
7月18日	令和5年度第1回策定委員会	1. 計画策定スケジュールについて 2. 第9次・第8期計画の進捗状況等について 3. 高齢者実態調査等の結果報告について
8月28日	令和5年度第2回策定委員会	1. 第10次・第9期計画の骨子案について
10月3日	令和5年度第3回策定委員会	1. 第10次・第9期計画の素案について
10月30日	令和5年度第4回策定委員会	1. 第10次・第9期計画の中間案について
11月27日 ～ 12月26日	パブリックコメントの実施	1. 第10次・第9期計画の中間案について
12月25日	令和5年度第5回策定委員会	1. 第10次・第9期計画について ・保険料段階について ・保険料段階別負担割合について
令和6年 1月16日	令和5年度第6回策定委員会	1. パブリックコメントの結果について 2. 第10次・第9期計画の答申案について
1月16日	答申	
1月26日	政策会議	1. 第10次・第9期計画の策定について

4 高齢者実態調査

本計画の策定に当たり、高齢者の現状やニーズを把握するため、下記の調査を実施しました。調査結果の詳細は、「木津川市高齢者実態調査等結果報告書」として公表しています。

〔1〕市民向け調査

	調査区分	
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
(1) 調査対象	令和4年11月1日現在で、要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の市民（無作為抽出）	令和元年11月1日以降に介護保険の更新申請又は区分変更申請等を行い、認定調査を受けた在宅の市民（無作為抽出）
(2) 調査期間	令和4年12月2日（金）～12月23日（金）	
(3) 調査方法	郵送配布、郵送回収	
(4) 配布数	2,000件	1,000件
(5) 有効回収数 〔有効回収率〕	1,260件 [63.0%]	540件 [54.0%]

〔2〕事業所向け調査

	調査区分				
	介護人材 実態調査	居所変更 実態調査	在宅生活 改善調査	介護サービス 事業所調査※	介護支援 専門員調査
(1) 調査対象	市内の介護サービス事業所				
訪問系	○			○	
施設・居住系	○	○		○	
通所系	○			○	
小規模多機能型 居宅介護			○	○	
居宅介護支援 事業所			○	○	○
(2) 調査期間	令和5年2月3日（金）～2月17日（金）				
(3) 調査方法	メール送信、メール・FAX・郵送にて回収				
(4) 対象事業所数	総数100件				
	81件	25件	22件	100件	-
(5) 有効回収数 〔有効回収率〕	70件 [70.0%]				
	56件 [69.1%]	14件 [56.0%]	19件 [86.4%]	72件 [72.0%]	40件

※介護サービス事業所調査は、単独の調査ではなく、介護人材実態調査・在宅生活改善調査に含めて調査。

5 パブリックコメント

本計画の素案を公表し、市民の皆様等から幅広く意見を募りました。寄せられた意見や要望は、本計画策定の参考とさせていただきました。

公表期間：令和5年11月27日（月）～12月26日（火）

公表場所：市役所、各支所、各図書館、市ホームページ

意見提出者数：3人

意見件数：11件

意見を踏まえ計画に反映したもの：3件

提出方法	人 数	件 数
窓口持参	1人	3件
電子メール	2人	8件
合 計	3人	11件

6 諒問

5木高第346号
令和5年7月18日

木津川市介護保険事業計画等策定委員会
会長 安藤 和彦 様

木津川市長 谷口 雄一

第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画の策定について（諒問）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により、第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画について、貴委員会の意見を求めます。

7 答申

令和6年1月16日

木津川市長 谷口 雄一 様

木津川市介護保険事業計画等策定委員会
会長 安藤 和彦

第10次木津川市高齢者福祉計画・第9期木津川市介護保険事業計画について（答申）

令和5年7月18日付け5木高第346号で諒問のありました標記のことについて、本委員会において、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、次の意見を付して答申いたします。

記

本市の高齢化の推移は、関西文化学術研究都市地域における宅地開発により、全国と比較して緩やかではあるものの、日常生活圏域ごとに高齢化の進み方が大きく異なるとともに、今後、高齢化が急速に進むことが予想される。

このような高齢者を取り巻く情勢を踏まえて、高齢者の尊厳と自立生活の支援を前提に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、次に掲げる基本的な視点を大切にし、市民の誰もが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指されたい。

○生きがい・健康づくり

長年培ってきた経験や知識、技術等を生かした社会参加・社会貢献・生きがいづくりを進め、人生の最期まで、住み慣れた地域で健康でいきいきと幸せに自立して暮らし続けられるよう、介護予防につながる健康づくりが進む社会づくりを推進されたい。

○地域で支え合い、尊重しあう社会づくり

高齢者を取り巻く福祉・生活・ヤングケアラーなどの多様な課題の解決に向けて、地域の様々な主体によるふれあい・助け合い・支え合いが行われるよう、心豊かな社会づくりを推進されたい。

共生と予防を軸とした認知症対策や、尊厳を保ち人生の最期まで暮らせるよう人権が尊重される社会づくりを推進されたい。

○安心して暮らせるサービス基盤づくり

誰もが住み慣れた家庭・地域でいつまでも安心して、その人らしく暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する支援・サービスの包括的な提供体制が構築された社会づくりを推進されたい。

以上

8 用語解説

用語	解説
【ア行】	
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。
運動器	骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称です。
【カ行】	
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、最新の医療情報を熟知していて、必要な時には専門医や専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のことです。
ケアプラン	要介護者・要支援者の心身の状況、生活環境、本人・家族の希望などを勘案し、本人の自立を支援するため、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかをまとめた計画のこと、ケアマネジャーが作成します。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護・要支援認定者や家族などからの相談に応じるとともに、要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のことです。
ケアマネジメント	介護や支援を必要とする利用者と、医療・介護サービスをはじめとする社会資源を適切に結びつける手法のことで、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行います。主に「アセスメント」、「ケアプランの作成と実施」、「モニタリング」等のプロセスを経て行われます。 地域包括支援センターでは、介護予防・生活支援サービス事業対象者に対するケアマネジメントと要支援者に対する予防給付のケアマネジメントを行います。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。
権利擁護	認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うことです。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすることです。
口腔機能	口腔機能は、「咀嚼（かみ碎く）、嚥下（飲み込む）、発音、唾液の分泌」などにかかり、その役割を大別すると、「①食べる、②話す」となります。口腔機能が低下すると、栄養の偏りなどにより、筋力や免疫力の低下が起こります。また、食事や会話に支障をきたすと人との付き合いがおっくうになり、身体的にも精神的にも活動が不活発になり、高齢者では寝たきりや認知症の引き金ともなります。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合です。
高齢社会	人口の高齢化が進んだ社会のことを高齢社会といい、国連では、総人口に占める高齢者人口の割合が 7~14% の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としています。 わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に早く、フランスが 115 年、アメリカが 72 年、比較的短いイギリスが 46 年で高齢社会へと移行しているのに対し、わが国は 1970 年から 1994 年までの 24 年間で高齢社会に、1994 年から 2007 年までの 7 年間で超高齢社会に移行しています。
高齢者虐待	高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待及び介護施設従事者等による高齢者虐待とされ、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の 5 つの類型に分類されます。
孤立死	高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加などに伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、孤立生活が一般的になっています。地域社会とのつながりを持たない状態、つまり、社会から「孤立」した結果、死

用語	解説
	亡した事実が長期間誰にも気づかれなかつた状態を「孤立死」といいます。
【 サ行 】	
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。
消費者被害	全国的に高齢者の消費者被害は増加を続けています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙います。また、高齢者は自宅にいることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。
生活支援コーディネーター	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う人のことです。
生活習慣病	糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなどの病気のように、食事や運動、ストレスなどの普段の生活習慣が原因となる病気のことです。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度で、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたりするものです。
【 タ行 】	
第1号被保険者・第2号被保険者	介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいい、第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定されます。
Wケア	介護と子育てが同時に行われている状態をいいます。介護や子育ては精神的、体力的な負担が大きく、また、誰に相談したらよいか分からず、問題を当事者だけで抱え込みがちになってしまいます。近年の高齢化の進展や晩婚化・晩産化を背景に、働き盛りの人がケアを担っている場合が多い状況にあることから、周囲の理解、中でも職場における配慮が重要です。
団塊ジュニア	昭和46~49年に生まれた世代で、「団塊の世代」の子どもの世代を示す言葉です。
団塊の世代	昭和22~24年生まれの世代のことです。団塊の世代は約800万人おり、平成14~16年の出生数約340万人に比べても、人口構成上突出した世代となっています。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業です。
地域包括ケアシステム (地域包括ケア)	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域の実情に応じた予防・介護・医療・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことです。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う機関です。
【 ナ行 】	
認知症ケアパス	認知症と疑われる症状が発生した場合に認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、理解できるよう適切なサービスの流れを指します。

用語	解説
認知症高齢者	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態の高齢者のことです。18歳以上65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。
認知症センター	「認知症センター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識と対応の仕方を学び、認知症の人や家族を地域で温かく見守り、支援する人（センター）のことです。
認知症地域支援推進員	認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人およびその家族を支援するため相談業務等を行う人のことです。
【ハ行】	
パブリックコメント	行政機関等が政策立案にあたり、事前に内容を公表し、市民等から提出された意見を考慮して政策の意思決定を行う一連の手続のことです。
バリアフリー化	障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをさしています。
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用について援助するもので、府社会福祉協議会が実施主体となり、業務の一部を市社会福祉協議会に委託されています。援助が必要な人に対して、市社会福祉協議会より生活支援員が派遣され、実際の援助を行います。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能、口腔機能等の低下が見られる状態のことです。フレイルの兆候に早く気づき、適切な治療や予防を行うことで、健康な状態に戻ることも十分に可能です。
ポピュレーションアプローチ	健康管理に関するアプローチのことで、健康リスクの有無に関わらず、集団全体に対して、病気の予防やリスクの軽減ができるよう働きかけます。
ボランティア	自動的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人や奉仕活動のことをいいます。
【マ行】	
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき設置された民間の奉仕者のことです。地域に暮らす最も身近な相談相手・支援者として、社会福祉の増進に努めることを任務としています。
【ヤ行】	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さから、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
ユニバーサルデザイン	設計段階から、年齢や能力にかかわりなく、すべての人が安心・安全に利用しやすい建物、製品、サービスなどをデザインすることや環境を作っていくとする考え方のことです。
要支援・要介護認定	介護（予防）サービスの利用希望者が介護や支援が必要な状態かどうか、必要であればどの程度かを、「介護認定審査会」で審査し、認定することをいいます。

第10次木津川市高齢者福祉計画
第9期木津川市介護保険事業計画

令和6（2024）年3月

編集・発行：木津川市 健康福祉部 高齢介護課
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL: 0774-75-1213
FAX: 0774-72-0553
